

293

33



* 0052207001 *

0052207-001

293-33

彦根高等商業学校一覽

彦根高等商業学校・編

彦根高等商業学校

第19-21年度 (昭和16-19年)

昭和16-20

AHN

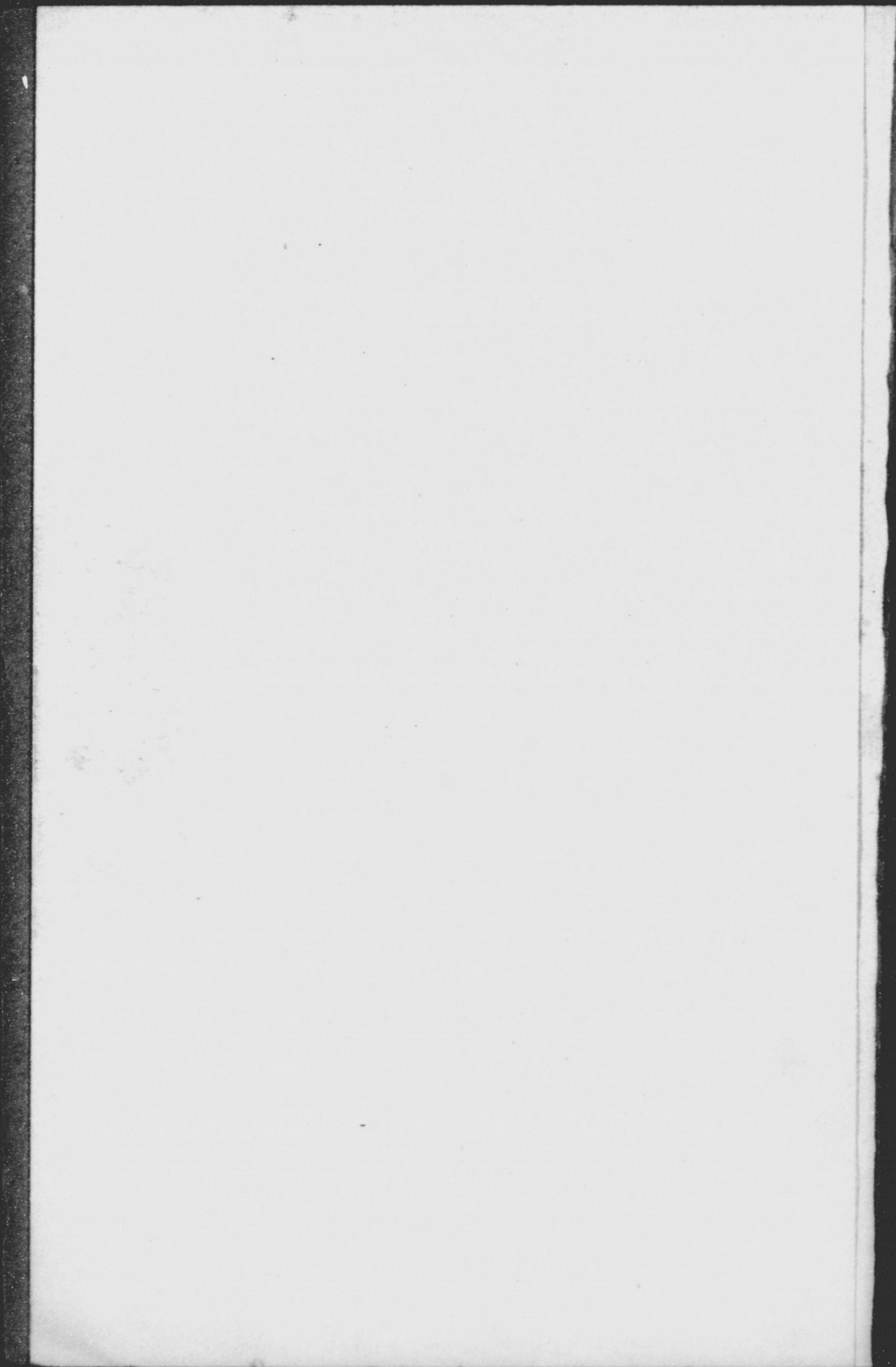
293

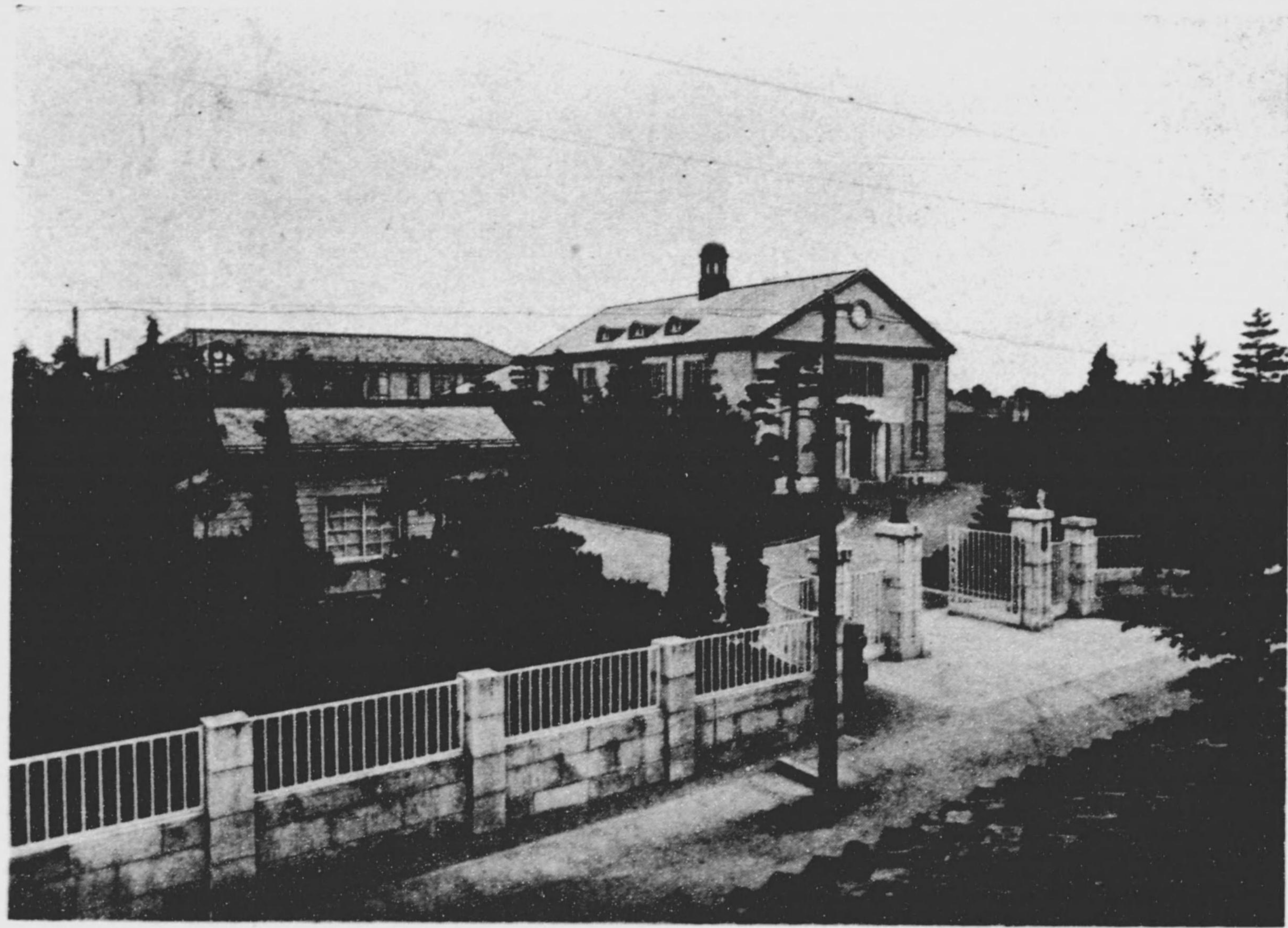
33

彦根高等商業學校一覽

第十九年度

自昭和十六年
至昭和十七年





門正校學業商等高根彦

校歌

〔一〕

見よ漫々として琵琶の湖

朝生命あしたいのちの色に輝き

夕神秘ゆふべの虹をうかぶ

躍たぎれる波あり和める面あり

大いなる自然

これぞわが友

〔二〕

聞け黙々として語る史書ふみ

内に所信を固く保ちて

外に果敢の策を立てつ

國難救ひて身命捧げし

たゞふべき偉人

これぞわが師よ

〔三〕

あゝ燦然として残る事業わざ

ながく富國の訣は傳はり

ひろく聖者せいじやの徳はにほふ

不屈の商魂不滅の正心

仰ぐべき軌範

これぞわが道

293-33



彥根高等商業學校一覽

第十九年度 (自昭和十六年至昭和十七年)

發行所寄贈本

第一章	總則	一九
第二章	學科目及教授時數	一九
第三章	學年學期及休業日	二九
第四章	入學在學	三〇
第五章	修業及卒業	三三
略	曆	三
第一學年		一
第二學年		三
第三學年		三
第四學年		三



293
號 33

目次

第六章 懲	戒	三四
第七章 授	業	三五
第八章 休	學、退	三六
第九章 研	究	三八
第十章 別	科	三八
第二章 寄	宿舍及生徒合宿所	四一
第五 彦	根高等商業學校臨時規則	四六
第六 細	則	五〇
一、校	務分掌規程	五〇
〔生	徒課所管〕	
二、生	徒心得	五八
三、總	代、副總代規程	六一
四、生	徒服裝規程	六一
五、生	徒學資保管規程	六六
六、第	二部(東亞科)生徒研究旅行費積立及保管ニ關スル規程	六七

七、寄	宿舍規程	六八
八、集	會所使用規定	七一
〔教	務課所管〕	
九、教	官會規程	七二
一〇、	成績考查細則	七二
一、	研究指導及特殊研究ニ關スル規程	七六
二、	入學出願書類ニ關スル規定	七七
三、	外國人特別入學細則	八二
〔圖	書課所管〕	
一四、	圖書閱覽貸出規程	八四
〔調	查課所管〕	
一五、	調查委員規程	八六
一六、	調查課資料閱覽規程	八七
一七、	大禮記念獎學資金ニ關スル規程	八八
一八、	紀元二千六百年記念獎學資金ニ關スル規定	八八
〔庶	務課所管〕	

目次

一九、職員ノ服務心得……………八九

二〇、學校醫職務規程……………九〇

二一、文書處理規程……………九一

二二、當直規程……………九五

二三、警備規程……………九八

二四、物品會計細則……………一〇四

第七職 員……………一二二

第八前 職 員……………一二五

第九生 徒……………一三三

一、生徒 氏 名……………一三三

二、生徒道府縣別……………一四九

三、生徒年齡別……………一五三

四、生徒家庭職業調……………一五四

五、在學中死亡生徒氏名……………一五五

第十 卒 業 者……………一五七

一、昭和十五年度卒業者……………一五七

二、昭和十五年度別科卒業者……………一五九

三、卒業者職業別……………一六一

四、卒業者就職府縣別……………一六一

第十一 土地建物工作物表……………一六四

一、土地表……………一六四

二、建物表……………一六四

三、配置圖(卷末添付)……………一七〇

四、工作物表……………一七〇

第十二 關係法令……………一七三

一、專門學校令……………一七三

二、實業學校令……………一七四

三、專門學校入學者檢定規程……………一七四

四、高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件	一七六
五、專門學校入學者檢定規程ニヨリ指定ノ件	一七八
五、專門學校入學ニ關シ外國ノ學校ヲ卒業シタル者指定ノ件	一七八
六、文部省直轄學校外國人特別入學規程	一七九
七、臺灣人若クハ朝鮮人ニ文部省直轄學校外國人特別入學規程準用ノ件	一八〇
第十三 附 錄	一八一
一、彦根高等商業學校報國團	一八一
二、彦根高等商業學校生徒國民貯蓄組合規約	一八八
三、彦根高等商業學校研究會規程	一九一
四、彦根高等商業學校陵水會規程	一九四

第一、學 年 曆

昭 和 十 六 年	四 月 一 日 (火)	四 月 三 日 (木)	四 月 七 日 (月)	四 月 八 日 (火)	四 月 十 日 (木)	四 月 廿 九 日 (火)	五 月 廿 二 日 (木)	七 月 十 一 日 (金)	九 月 五 日 (金)	九 月 廿 三 日 (火)	十 月 十 五 日 (水)	十 月 十 六 日 (木)
第 一 學 期 始	神 武 天 皇 祭	春 期 休 業 終	始 業 式	入 學 式	天 長 節	青 少 年 學 徒 ニ 賜 リ タ ル 勅 語 捧 讀 式	夏 期 休 業 始	夏 期 休 業 終	秋 季 皇 靈 祭	第 一 學 期 終	第 二 學 期 始	第 二 學 期 終
春 期 休 業 始												

學 年 曆

學年曆

昭和十七年	十月十七日 (金)	神嘗祭
	十月三十日 (木)	教育ニ關スル勅語捧讀式
	十一月一日 (土)	本校記念日
	十一月三日 (月)	明治節
	十一月廿三日 (日)	新嘗祭
	十二月廿五日 (木)	大正天皇祭
	一月一日 (木)	新年拜賀式
	一月三日 (土)	元始祭
	一月五日 (月)	新年宴會
	一月七日 (水)	冬期休業終
	二月十一日 (水)	紀元節
	春分日	春季皇靈祭
	三月卅一日 (火)	第二學期終
		冬期休業始

第二、沿革略

大正十一年

- 十月二十日 勅令第四百四十一號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ本校ヲ設置セラル
- 同日 勅令第四百四十二號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ校長一人、教授五人、助教授一人、書記四人ト定メラル
- 十二月廿三日 正五位勳四等中村健一郎本校々長ニ任セラル
- 十二月廿五日 文部省告示第五百八十六號ヲ以テ本校ノ位置ヲ滋賀縣彦根町トシ大正十二年四月授業ヲ開始ノ旨告示セラル
- 同日 文部省告示第五百八十八號ヲ以テ本校ノ事務ヲ當分ノ間文部省ニ於テ取扱フ旨告示セラル

大正十二年

- 二月十日 文部省令第六號ヲ以テ本校規程ヲ定メラル
- 同日 文部大臣ノ許可ヲ得テ本校規則制定

沿革略

三月十九日

文部省告示第七十九號ヲ以テ本校ノ事務ハ文部省ニ於テ取扱ヒ來リシ處三月二十一日ヨリ滋賀縣彦根町本校内ニ於テ之ヲ取扱フ旨告示セラレ事務所ヲ同所ニ移轉ス

四月廿一日

百五十一名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

四月廿七日

文部省ヨリ教室、事務室外三箇所ノ引渡ヲ受ク

五月八日

勅令第二百二十九號ヲ以テ本校教授定員ヲ十人ニ助教定員ヲ四人ニ増加セララル

校務分掌規定制定

六月一日

寄宿舎規程、生徒制服及服裝規程制定

六月廿九日

教官會規程、成績考査細則、商事研究論文規程制定

七月廿八日

文部省ヨリ寄宿舎用附屬建物ノ引渡ヲ受ク

十月一日

圖書閱覽及貸出規程制定

十一月廿四日

文部大臣ノ許可ヲ得テ外國人特別入學細則制定

十二月三日

文部大臣ノ許可ヲ得テ物品會計細則制定

十二月十五日

生徒心得、總代副總代規程、文書處理規程、當直規程制定

大正十三年

一月十一日

文部省ヨリ第一實驗室、講義室、簿記室、生徒控所其他附屬建物ノ引渡ヲ受ク

一月廿六日

皇太子殿下ノ御成婚奉祝式ヲ舉行ス

三月十五日

非常手配規程制定

三月十八日

教育ニ關スル勅語謄本ヲ下賜セララル

三月十九日

文部省ヨリ本校敷地一萬五千二百十二坪ノ引渡ヲ受ク

四月十五日

百五十名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

五月十六日

勅令第二百二十三號ヲ以テ本校教授定員ヲ十六人ニ、助教定員ヲ六人ニ、書記定員ヲ五人ニ改正セララル

六月十八日

文部省ヨリ商品陳列室、倉庫、書庫、特別教室、柔劍道場及物置其他附屬建物等ノ引渡ヲ受ク

十月三日

評議員會規則制定

十月十八日

生徒合宿所規程制定

大正十四年

- 二月五日 本校規則第四十七條第六號ヲ改正シ第十章寄宿舎及生徒合宿所ヲ加フ
- 二月十八日 文部省ヨリ講堂、實踐教室其他附屬建物ノ引渡ヲ受ク
- 二月廿五日 本校規則第三十五條、第三十八條、第三十九條改正
- 四月一日 勅令第八十一號ヲ以テ本校助教授定員ヲ五人ニ増加セラル
- 四月十三日 百四十三名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス
- 五月十日 天皇皇后兩陛下御成婚滿二十五年奉祝式ヲ舉行ス
- 六月三日 勅令第二百十六號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十人ニ、助教授定員ヲ七人ニ、書記定員ヲ六人ニ増加セラル
- 同 圖書委員規程制定
- 六月十一日 文部省ヨリ生徒集會所、物置、藥品庫ノ引渡ヲ受ク
- 七月十五日 文部省ヨリ正門、通用門、裏門並ニ周圍ノ柵、板塀、石垣及橋ノ引渡ヲ受ク
- 十月八日 天皇皇后兩陛下並皇太子殿下ノ御眞影ヲ下賜セラル
- 十月卅一日 開校式ヲ舉行ス

大正十五年

- 二月八日 土地八百四十九坪購入ス
 - 二月廿六日 野外演習及射擊演習ニ關スル規程制定
 - 三月十二日 第一回卒業證書授與式ヲ舉行シ百三十一名ニ證書ヲ授與ス
 - 四月十二日 百五十四名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス
 - 四月廿三日 文部省令第二十號ヲ以テ本校規程第二條學科課程改正
 - 五月廿九日 調査課ヲ廢シ研究部設置、研究部規程制定
 - 七月十三日 土地七十九坪八八滋賀縣ヨリ管理換ヲ受ク
 - 十月二十日 文部省令第三十三號ヲ以テ本校規程中改正
 - 同日 本校規則中改正シ別科設置
 - 十二月廿五日 天皇陛下崩御アラセラレタルニ付謹ミテ奉悼式ヲ舉行ス
- 昭和二年
- 二月七日 大正天皇御大喪儀ヲ行ハセラルルニ付遙拜式ヲ舉行ス
 - 三月十二日 第二回卒業證書授與式ヲ舉行シ百十七名ニ證書ヲ授與ス
 - 四月十一日 本科百四十一名、別科百三名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

六月四日 本校規則第五十五條中改正
 八月廿七日 校長中村健一郎願ニ依リ本官並兼官ヲ免セラル
 同日 文部省事務官兼文部省督學官從五位勳五等矢野貫城本校々長ニ任セラル
 十月廿六日 朝香宮鳩彦王殿下陸軍大學幹部演習ノ砌本校ニ御臺臨アラセラル
 十二月廿七日 勅令第三百六十六號ヲ以テ助手一人ヲ加ヘラル
 昭和三年

一月廿五日 本校規則第八條第三號、第十三條第二號、第一號書式、第二號書式、第五號書式中改正
 二月十六日 本校規則第六十條第一項中改正
 三月十二日 本科第三回、別科第一回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百三十六名、別科六十五名ニ證書ヲ授與ス
 四月十日 本科百九十四名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス
 四月廿三日 別科七十三名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス
 五月四日 本校學友會ヨリ弓道場及艇庫ノ寄附ヲ受ク

五月廿一日 土地九十二坪七六學友會完成部代表者中村健一郎外一名ヨリ寄附ヲ受ク
 九月十二日 大禮記念獎學資金ニ關スル規程制定
 九月廿八日 本校規則第五十五條中改正
 十月九日 天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル
 十月三十日 勅令第二百五十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制中改正、同日勅令第二百五十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校定員令ヲ改正セラレ本校職員ニ生徒主事一人、生徒主事補一人増員セラル
 十一月一日 開校五周年記念式ヲ舉行ス
 十一月十日 御即位奉祝式ヲ舉行ス
 同日 校長矢野貫城御即位式ニ參列ス
 昭和四年
 三月十日 本科第四回、別科第二回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百十八名、別科六十一名ニ證書ヲ授與ス
 三月三十日 本校規則中自第二十八條至第三十一條削除

四月一日

第三十一條、第三十四條、第三十五條改正
本校規則第五十一條ノ次ニ二ヶ條追加
第五十四條改正

四月十日

本科百七十三名、別科百十三名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

六月五日

大阪練兵場ニ於テ校長、職員及生徒代表者御親閲ノ光榮ニ浴ス

九月廿七日

研究部資料閱覽規程、研究部資料貸出規程制定

十月二日

神宮式年遷宮遙拜式ヲ舉行ス

十月廿一日

朝香宮鳩彦王殿下陸軍大學幹部演習ノ砌本校ニ御臺臨アラセラレ本校生徒及在彦

十一月一日

中等學校生徒ヲ御査閲遊ハサレ且玄關前ニ於テ記念御手植ノ儀アラセラル

本校規則第三十四條ノ次ニ三ヶ條追加
第三十八條、第三十九條、第五十七條中改正

昭和五年

三月十二日

本科第五回、別科第三回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百四十五名、別科八十五名ニ證書ヲ授與ス

四月十日

本科百三十一名、別科百十二名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

七月二日

評議員會規則廢止

十月廿八日

土地百二十一坪〇五購入ス

十月三十日

教育ニ關スル勅語渙發滿四十年記念式ヲ舉行ス

十一月十九日

商品課研究部ヲ廢シ調査課設置

研究部規程、研究部資料閱覽規程、研究部資料貸出規程、圖書委員規程、生徒合宿所規程廢止、調査委員規程、調査課資料閱覽規程制定

昭和六年

二月五日

龔ニ御下賜ノ天皇皇后兩陛下御眞影ヲ奉還ノ上新ニ御眞影ヲ下賜セラル

三月十一日

本科第六回、別科第四回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百七十名、別科九十九名ニ證書ヲ授與ス

四月十日

本科百七十三名、別科百十八名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

昭和七年

一月十四日

文部大臣鳩山一郎氏來校視察セラル

三月十二日 本科第七回、別科第五回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百三十八名、別科百四名ニ證書ヲ授與ス

四月五日 文部省令第十一號ヲ以テ本校規程第二條學科課程改正

四月十一日 本科百八十八名、別科百十一名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

四月十三日 土地六百五十坪〇七五大藏省ヨリ有償管理換ヲ受ク

六月十六日 野外演習及射擊演習ニ關スル規程、研究指導論文規程廢止、研究指導規程制定

九月十日 校長矢野貫城歐米各國出張ヲ命セラレ十月十九日出發、翌年六月八日歸任

十月十日 校長矢野貫城歐米各國出張不在中教授岡嘉壽彦校長事務代理ヲ命セラレ

十一月十六日 大阪練兵場ニ於テ校長、職員及生徒代表者御親閱ノ光榮ニ浴ス

十二月廿七日 勅令第三百九十五號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令ヲ改正サレ本校助教定員ヲ六人ニ減ジ、助手定員一人ヲ削ラル

昭和八年

三月十一日 本科第八回、別科第六回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百三十名、別科九十六名ニ證書ヲ授與ス

四月十日 本科百六十六名、別科百十一名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

十一月一日 開校十周年記念式ヲ舉行ス

十一月七日 國民精神作興ニ關スル詔書渙發十周年記念式ヲ舉行ス

十二月六日 本校學友會ヨリ學友會館ノ寄附ヲ受ク

昭和九年

三月五日 本校規則第五十四條ノ別科學科課程改正

三月十日 本科第九回、別科第七回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百六十三名、別科九十四名ニ證書ヲ授與ス

四月五日 陸軍省、文部省告示第二號ヲ以テ本校別科生徵集延期認定

四月十日 本科百五十八名、別科百十二名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

八月四日 校長矢野貫城滿洲國及中華民國へ出張ヲ命セラレ八月四日出發、八月廿九日歸任

八月四日 校長矢野貫城滿洲國及中華民國出張不在中教授岡嘉壽彦校長事務代理ヲ命セラレ

十月廿九日 實業教育五十周年記念式ヲ舉行ス

昭和十年

三月九日 本科第十回、別科第八回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百六十九名、別科百八名ニ證書ヲ授與ス

四月十日 本科百六十二名、別科百八名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

十月十五日 本校規則中第十一條、第十三條、第十五條改正

十月廿八日 圖書閱覽室並事務室二棟増築工事竣工ス

十月三十日 入學出願書類ニ關スル規定制定

十一月一日 熱田神宮本殿遷座祭遙拜式ヲ舉行ス

昭和十一年

三月八日 本科第十一回、別科第九回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百四十九名、別科九十名ニ證書ヲ授與ス

四月十日 本科百六十名、別科百十名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

昭和十二年

三月十日 本科第十二回、別科第十回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百四十八名、別科九十四名ニ證書ヲ授與ス

四月十日 本科百七十七名、別科百七名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

同日 文部省令第二十號ヲ以テ本校規程第二條學科課程改正

六月九日 研究指導規程ヲ廢シ研究指導及特殊研究ニ關スル規程制定

十月八日 戊申詔書謄本ヲ下賜セラル

昭和十三年

一月三十日 官舎及寄宿舎土地壹千壹坪貳合ヲ購入ス

同日 彦根土地株式會社ヨリ寄宿舎及附屬家二棟寄附ヲ受ク

三月九日 本科第十三回、別科第十回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百五十五名、別科九十五名ニ證書ヲ授與ス

三月三十日 自轉車置場一棟新築落成ス

四月十一日 本科百六十一名、別科百名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

十一月一日 開校十五周年記念式舉行ス

昭和十四年

三月八日 本科第十四回、別科第十二回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百四十三名、別科九十

四月十日 一名ニ證書ヲ授與ス
 本科第一部百七十一名、第二部五十八名、別科六十二名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ
 舉行ス

五月一日 文部省令第二十七號ヲ以テ本校規程第一條及第二條中改正
 本校規則中改正シ第二部（支那科）設置

同日 支那科ノ研究旅行費規程制定

五月十八日 現役將校學校配屬令十五周年ニ當リ校長、職員及生徒代表宮城前廣場ニ於テ御親
 闋ノ光榮ニ浴ス

五月廿二日 勅令第三百五十五號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十一人ニ、助教定員ヲ七人ニ、書
 記定員ヲ七人ニ増加セラル

六月六日 校長矢野貫城願ニ依リ本官ヲ免セラル

八月十日 文部省督學官兼文部事務官從四位勳四等田中保平本校々長ニ任セラル

同日 青少年學徒ニ賜ハリタル勅語贈本ヲ下賜セラル

八月十六日 前校長矢野貫城大正三年勅令第二百二十四號ヲ以テ彦根高等商業學校名譽教授ノ名

十一月四日

稱ヲ授ケラル

昭和十五年

二月十一日 校長田中保平、教授田岡嘉壽彦賢所ニ於テ行ハセラレタル紀元二千六百年紀元節
 祭ニ參列ス

三月九日 本科第十五回、別科第十三回卒業證書授與式ヲ舉行シ本科百六十五名、別科六十
 名ニ證書ヲ授與ス

四月十日 本科第一部百六十一名、第二部五十三名、別科八十九名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ
 舉行ス

四月廿六日 元校長中村健一郎卒去ス

五月三十日 勅令第三百五十九號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十二人ニ増加セラル

十月十九日 官幣大社平安神宮ニ孝明天皇奉祀ノ爲遙拜式ヲ舉行ス

十月三十日 教育ニ關スル勅語渙發滿五十年記念式ヲ舉行ス

十一月七日 明治神宮外苑憲法記念館ニ於テ舉行ノ同式典ニ校長參列ス
 官幣大社近江神宮ヲ創立天智天皇奉祀ノ爲遙拜式ヲ舉行ス

十一月十日 紀元二千六百年式典ニ校長、職員及生徒代表者參列ス
昭和十六年

三月九日 本科第十六回別科第十四回卒業式ヲ舉行シ本科百五十五名、別科七十二名ニ卒業證書ヲ授與ス

四月十日 本科第一部百六十九名、第二部六十二名、別科五十八名ニ入學ヲ許可シ入學式ヲ舉行ス

四月三十日 文部省令第五十一號ヲ以テ本校規程第一條ノ二第二部(支那科)ヲ第二部(東亞科)ニ、第二條學科課程ヲ改正ス

六月三日 勅令第六百五十九號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十三人ニ増加セララル

第三、彦根高等商業學校規程

(大正十二年二月十日 文部省令第六號)

改正

大正十五年四月第三〇號
昭和七年四月第一三〇號
昭和十二年四月第二〇號
昭和十四年五月第二七號
昭和十六年四月第一七號

- 第一條 彦根高等商業學校ノ修業年限ハ三年トス
- 第一條ノ二 彦根高等商業學校ノ課程ヲ分チテ第一部及第二部(東亞科)トス
- 第二條 彦根高等商業學校ノ學科目及其ノ程度左ノ如シ

第一 部

修 身	學 科 目		第一學期		第二學期	
	第一學期	第二學期	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數
一	一	一	一	一	一	一

民 法	法學通論及憲法	哲 學	世界最近世史	日本思想史	日本文化史	自然科學	選擇外國語	英 語	高等數學	數 學	教 練	體 操
	二		(商) 二	一		(商) 二	三	七		(商) 二	二	一
	二			一		(商) 三	三	七		(商) 三	二	一
	三	一					三	七			二	一
	三	二					三	七			二	一
					一		三	六	一		二	一
							二	六	一		二	一

商法及經濟法	經濟學	金融及國際金融論	經濟政策	經濟史	財政學	日本產業論	統計學	商業地理	海外經濟事情	商業經濟論	經營經濟學	交通及保險
	三							二		二		
	三							一		二		
				二			二				二	二
				一							二	二
		二	二		一	一			一		一	
	三	二	二		二	二			二			

簿記	會計學	原價計算	商業數學	商業文	珠算	商品學	工業理化學	研究指導	特殊研究	計
(中)四			(中)一		(中)一	二				三三
(中)四			(中)一	一	(中)一	二				三三
			一				二		不	三〇
									定	三〇
									時	三〇
									不	三〇
									定	三〇
									時	三〇
		二							不	三〇
									定	三〇
									時	三〇
									二	三〇

〔備考〕

一、本表中(商)印ヲ付シタルハ商業學校出身者及之ニ準スル者ニ、(中)印ヲ付シタルハ其ノ他ノ者

ニ之ヲ課ス

- 一、選擇外國語ハ獨逸語、佛蘭西語、支那語等中其一ヲ選擇履修セシム
シ但學校ノ都合ニ依リ其ノ一種又ハ數種ヲ缺クルコトアルヘシ
- 一、選擇外國語、研究指導及特殊研究ノ選擇履修ハ學校長ノ承認ヲ經テ之ヲ爲スヘシ
- 一、本表ノ外學校長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特別講義、体操及修練作業ヲ課スルコトアルヘシ

第二部 (東亞科)

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
修身	一	一	一	一	一	一
體操及武道	二	一	一	一	一	一
教務	二	二	二	二	二	二
數學	(商)二	(商)二				

支那語	英語	自然科學	哲學	近世東亞外交史	法學通論及憲法	民法商法及東亞法制	經濟學	東亞幣制金融論	東亞產業經濟論	東亞商業貿易論	金融及國際金融論	東亞經濟政策
七	四	(商)二			二		三					
七	三	(商)二			二		三					
六	三		一			三		一				
六	三		二			三		一				
六	三					三			二	二	二	二
六	二						三					二

東洋史及東洋經濟史	財政學	統計學	商業地理	東亞地理	商業經濟論	經營經濟學	交通及保險	簿記	會計學	原價計算	商業數學	商業文
			二		二			(中)四			一	
			一		二			(中)四			一	一
				二		二	二			一	一	
				一		二	二			二		
二	一					一			二			
二	二								一			

珠算						
商學	二					
工業理化學			二			
研究指導				一	二	
特殊研究			不 定 時		不 定 時	
計	三三	三三	三〇	三〇	三〇	三〇

〔備考〕

- 一、本表中(商)印ヲ記シタルハ商業學校出身者及之ニ準ズル者ニ、(中)印ヲ附シタルハ其他ノ者ニ課ス
- 一、研究指導及特殊研究ノ選擇履修ハ學校長ノ承認ヲ經テ之ヲ爲スヘシ
- 一、本表ノ外學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ特別講義、体操及修練作業ヲ課スルコトアルヘシ
- 第三條 本校卒業者ニシテ更ニ既修ノ學科目ニ就キ研究セントスル者ハ研究生トシテ二年以內在學セシムルコトヲ得

第四條 彦根高等商業學校ニ別科ヲ置クコトヲ得

第五條 別科ニ關スル規程ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ學校長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年十月二十日文部省令第三十三號ヲ以テ第四條、第五條制定ニ對スル附則、本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年四月五日文部省令第十一號ヲ以テ第二條改正ニ對スル附則、本令ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年四月十日文部省令第二十號ヲ以テ第二條改正ニ對スル附則、本令ハ昭和十二年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年五月一日文部省令第二十七號ヲ以テ第一條及第二條改正ニ對スル附則、本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年四月三十日文部省令第五十一號ヲ以テ第一條ノ二及第二條改正ニ對スル附則、本令ハ昭和十六年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第二學年以上ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ新舊學科課程ヲ斟酌シテ學校長之ヲ定ム

第四、彦根高等商業學校規程

第一章 總 則

第一條 本校ハ實業學校令及專門學校令ニ依リ商業上須要ナル高等ノ教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二條 本校ノ修業年限ハ三年トス

第二章 學科目及教授時數

第三條 本校ノ課程ヲ分チテ第一部及第二部（東亞科）トス

第四條 本校ノ學科目及其ノ程度並每週教授時數左ノ如シ（本校規程第二條參照）

第三章 學年學期及休業日

第五條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ二學期ニ分チ第一學期ハ四月一日ヨリ十月十五日マテ、第二學期ハ十月十六日ヨリ翌年三月三十一日マテトス

第六條 一學年中休業日左ノ左シ

- 一、日曜日
- 二、大祭、祝日
- 三、本校記念日（十一月一日）
- 四、春期休業（四月一日ヨリ七日マテ）
- 五、夏期休業（七月十一日ヨリ九月五日マテ）
- 六、冬期休業（十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ）

第四章 入學、在學

第七條 入學期ハ毎年學年ノ始トス

第八條 第一學年ニ入學ヲ許ス者ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ノ中ヨリ選抜ス

- 一、中學校ヲ卒業シタル者
 - 二、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
 - 三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般專門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者
- 第九條 入學者ノ選抜ハ試験檢定又ハ無試験檢定ニ依リ左記各號ヲ考在シ之ヲ行フ
- 一、選抜試験ノ成績

二、體 格

三、人物性行、學業成績及履歷

第十條 第八條第一號、第三號ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ヨリ其ノ年三月末日マテニ卒業スヘント認メラレタル者ハ本校入學ニ關シ同年ニ於ケル當該學校ノ卒業ニ準スルコトヲ得

但シ本校入學者決定ノ時期ニ於テ仍卒業セサル者ハ出願ノ効力ヲ失フ

第十一條 選抜試験ハ中學校又ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ商業學校卒業ノ程度ニ於テ之ヲ行ヒ試験科目ハ生徒募集ノ都度之ヲ公示ス

第十二條 第八條第一號、第三號ニ掲ケタル學校ヲ卒業シタル入學志願者、在學中最後ノ三學年ヲ通シ其ノ學年ノ及第者全數五分ノ一以上ノ席次ニ在リ卒業成績席次卒業者全數十分ノ一以上ニシテ出身中等學校長ノ推薦アルトキハ無試験檢定ニ依リ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條ノ卒業見込者最後ノ三學年中前二學年ノ成績前項ノ規定ニ該當シ最終學年第一學期及第二學期ノ成績同學生徒全數ノ十分ノ一以內ノ席次ニアリ當該學校長ノ推薦アルトキ亦同シ

但シ卒業期ニ於テ前項規定ノ成績ヲ得サリシトキハ無試験檢定ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

第十三條 無試験檢定出願者其ノ檢定ニ合格シ得サル場合試験檢定ヲ受ケント欲スル者ハ別ニ出願ヲ

要セスシテ第八條ノ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

第十四條 入學出願者ハ左記ノ書類ニ寫眞(最近ノ撮影ニシテ脱帽半身手札形)及檢定料ヲ添へ學校長ニ差出スヘシ

一、入學願票

二、成績證明及人物調査

三、身體檢査證

四、第八條第三號該當者中實業學校卒業者並ニ其ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ヨリ其ノ年

三月末日マテニ卒業スヘシト認メラレタル者ハ當該學校長ノ推薦書

檢定料ハ金五圓トシ納付後ハ何等ノ事由アルモ還付セス

入學願票、成績證明及人物調査、身體檢査證ノ様式及記入事項ハ學校長之ヲ定ム

第十五條 入學許可ヲ得タル者ハ其許可ノ日ヨリ二十日以内ニ在學誓書及戶籍謄本ヲ學校長ニ差出スヘシ

第十六條 退學者退學許可ノ日ヨリ二箇年以内ニ再入學ヲ出願スルトキハ詮議ノ上原級以下ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十七條 保證人ハ生徒ノ父兄、後見人又ハ親族中ノ成年者ニシテ生徒在學中一切ノ事件ニ付キ完全ニ責務ヲ盡シ得ヘキ者タルヘシ

第十八條 保證人轉籍、轉居、改氏、改名若クハ改印等ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第十九條 保證人死亡若クハ第十七條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ在學誓書ヲ差出スヘシ

第二十條 生徒轉籍、改氏、改名若クハ改印シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届出スヘシ

但轉籍、改氏、改名ノ届出ニハ戶籍抄本ヲ添付スヘシ

第二十一條 生徒ハ本校制定ノ制服、制帽ヲ着用スヘシ
但シ新入學生ハ入學ノ日ヨリ一箇月間之ヲ猶豫ス

第二十二條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ他ノ學校ニ入り又ハ他ノ學校若クハ官廳ニ於ケル各種ノ試験ニ應スルコトヲ得ス
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第五章 修業及卒業

第二十三條 各學年ノ課程修了ハ學業成績及勤惰ヲ考查シテ之ヲ定ム

第二十四條 未修了ノ學科目多クシテ次學年ノ課程ヲ履修スルニ不適當ト認メタル者ハ原學年ノ課程ヲ再修セシム

第二十五條 未修了ノ學科目ニ就テハ在學中又ハ第三學年次ノ考查終了後滿二年以内ニ再考查ヲ受クルコトヲ得

第二十六條 第三學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十七條 各學年ノ課程ヲ履修セルモ前條ニ該當セサル者ニハ修業證書ヲ授與ス

第二十八條 修業證書ヲ授與セラレタル者ニシテ第二十五條ノ再考查ヲ受ケ合格シタルトキハ卒業證書ヲ授與ス

第六章 懲戒

第二十九條 校規命令又ハ訓育ノ主旨ニ違背シ生徒ノ本分ニ背戻スル者ハ學校長之ヲ懲戒ス

第三十條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飾、謹慎、放校ノ三トス

謹慎ニハ停學ヲ附加スルコトアルヘシ

第三十一條 戒飾ハ訓戒ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ、謹慎ハ一定期間特別監督ノ下ニ反省セシメ、放校ハ學校ヨリ放逐ス

第七章 授業料

第三十二條 授業料ハ一學年金八拾圓トシ左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

第一期	自十月	至十二月	金 四拾圓
第二期	自一月	至三月	金 四拾圓

第三十三條 授業料ハ定日ニ納付スヘシ

但シ定日ハ學校長之ヲ定ム

第三十四條 授業料ハ一旦納付ノ後ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第三十五條 休學ノ許可ヲ得タル生徒ヨリハ休學期間中授業料ヲ徴收セス

但シ授業料徴收期日前ニ休學又ハ退學シタルトキハ其ノ月ノ授業料ハ金八圓トシテ指定ノ日ニ於テ之ヲ納付セシム

第三十六條 家庭ノ事情ニ依リ學資ノ支辨困難ナル生徒ニハ學業ノ勤惰、性行等ヲ參酌シテ授業料ヲ減額又ハ免除スルコトアルヘシ

第三十七條 授業料ノ減額又ハ免除ヲ受クヘキ生徒ハ學年度毎ニ之ヲ定ム

但シ學年度ノ中途ニ於テ之ヲ定メタルトキハ次ノ徵收期分ヨリ減免ス

第三十八條 授業料ノ減免ハ其ノ必要ナル事情止ミタリト認メタル場合又ハ其ノ減免ヲ受クル者ニ於テ學業ヲ怠リ若クハ不都合ナル行爲アリタル場合ハ之ヲ止ム

第三十九條 休學ノ事故止ミ就學シタル者ハ其ノ事由ノ生シタル月ヨリ、授業料減免ヲ止メラレタル者ハ其ノ翌月分ヨリ一箇月金八圓ノ割ヲ以テ次ノ授業料納付期ノ前月迄ノ授業料ヲ指定期日內ニ納付スヘシ

但シ既ニ其ノ期ノ授業料納付済ノ者ハ此限ニアラス

第四十條 定日ニ授業料ヲ納付セサルトキハ本人ニ之ヲ催告シ猶納付セサルトキハ保證人ニ催告ス前項ノ催告ヲ受ケ猶納付セサルトキハ第四十七條第六號ニ依リ處分ス

第四十一條 實業學校教員養成規程ニ依リ授業料免除又ハ學資補給ヲ出願シタル生徒ニ對シテハ免除又ハ補給決定ニ至ルマテ授業料ノ徵收ヲ猶豫シ免除又ハ補給ヲ受ルニ至リタル生徒ヨリハ之ヲ徵收セス

第八章 休學、退學

第四十二條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリテ三箇月以上修學スルコト能ハスト思料スルトキハ保

證人連署ヲ以テ學校長ニ願出テ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

但シ疾病ニ因リ休學セントスル場合ニ於テハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第四十三條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ期間學校長ノ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

第四十四條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ休學事由ノ止ミタル翌日ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

前條ニヨリ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以內ニ於テ原學年ニ復スヘシ

第四十五條 休學ハ同一學年ニ於テ一箇年以內ニ限ル

但シ第四十三條ニ依ル休學ハ此限ニアラス

第四十六條 生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ學校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第四十七條 左記各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學業劣等若クハ身體虛弱ニシテ修學ニ適セスト認メタル者

三、休學ノ許可ヲ得スシテ引續キ一箇年以上缺席シタル者

- 四、正當ノ理由ナクシテ引續キ三十日以上缺席シタル者
- 五、正當ノ理由ナクシテ屢々遅刻缺席シ出席常ナラサル者
- 六、授業料又ハ寄宿料滞納三十日ニ及フ者

第九章 研究生

第四十八條 本校卒業生ニシテ既修ノ學科目ニ就キ更ニ研究ヲ爲サント欲スル者ニハ願出ニ依リ二箇年以内研究生トシテ在學ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十九條 研究生ハ在學期ノ終ニ於テ研究學科ニ關スル報告書ヲ作り指導教官ヲ經テ之ヲ學校長ニ提出スヘシ

第五十條 研究報告書ノ成績相當ナリト認メタル者ニハ研究證書ヲ授與ス

第五十一條 研究生ニハ特別ノ規程アル場合ヲ除ク外總テ本校諸規程ヲ準用ス

第十章 別科生

第五十二條 別科ハ商業ニ從事セントスル者ニ須要ナル知識技能ヲ修得セシムルヲ以テ目的トス

第五十三條 別科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ第八條第一號乃至第三號ニ該當スル者ノ中ヨリ選拔ス但シ商業學校卒業生ハ之ヲ除ク

第五十四條 修業年限ハ一年トス

第五十五條 學科目及毎週教授時數左ノ如シ

學科目	學期	第一學期	第二學期
修身公民科		一	二
體操		二	二
法律學		五	五
經濟學		三	二
財政學			二
商業學		七	五
簿記及會計學		四	五
商業算術及珠算		四	二
商業地理		二	
商品學		一	二

商	業	英	語	四	三
商	業	作	文及書法	一	二
商	業	タイ	ブライテイ	一	二
商	業	實	踐	二	二
選	擇	學	科	二	二
合	計			三七	三六

〔備考〕

體操二時間ノ中一時間三十分ハ之ヲ教練ニ充ツ尙年四日以上野外教練ヲ行フ、選擇學科目ハ第一學期ニ於テハ工業大意、教育學、第二學期ニ於テハ商業史、海外經濟事情ノ内各一科目ヲ選擇履修セシム

第五十六條 別科生ノ授業料ハ一學年金六拾五圓トシ左ノ二期ニ之ヲ分納セシム

第	一	期	自	十	四	月	金	參	拾	五	圓
第	二	期	自	十	一	月	金	參	拾	圓	

第五十七條 休學ノ許可ヲ得タル生徒ヨリハ休學期間中授業料ヲ徴收セス
 授業料徴收期日前ニ休學又ハ退學シタルトキハ其ノ月ノ授業料ハ金六圓五拾錢トシテ指定ノ日ニ於テ之ヲ納付セシム

休學ノ事故止ミ就學シタル者ハ其ノ事由ノ生シタル月ヨリ一箇月金六圓五拾錢ノ割ヲ以テ次ノ授業料納付期ノ前月迄ノ授業料ヲ指定期日内ニ納付スヘシ
 但シ既ニ其ノ授業料納付済ノ者ハ此限ニアラス
 第五十八條 規則第五條乃至第七條、第九條乃至第十一條、第十四條、第十五條、第十七條乃至第二十一條、第二十三條乃至第三十一條、第三十三條、第三十四條、第四十條、第四十二條乃至第四十七條ハ別科ニ之ヲ準用ス

第十一章 寄宿舎及生徒合宿所

第五十九條 寄宿舎ハ舍生ヲシテ本校教育ノ趣旨ニ基キ協同生活ノ訓練ヲ受ケシムル處トス
 第六十條 新ニ入學シタル者ハ自宅ヨリ通學スル者、生徒合宿所ニ入ル者及特ニ外宿ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外總テ寄宿舎ニ入ルヘキモノトス
 但シ寄宿スヘキ者ノ數定員ニ超過スルトキハ外泊ヲ命スルコトアルヘシ

第六十一條 寄宿舎ニ入りタル者ハ其ノ在舎期間ヲ一學年トシ半途ニ於テ退舎スルコトヲ得ス
第六十二條 寄宿料ハ一箇年金貳拾圓トシ左ノ二期ニ分納セシム

第一學期	自四月	至十月	金拾圓
第二學期	自十一月	至三月	金拾圓

學期ノ後半ニ於テ入舎シタル者ニハ其ノ學期ノ寄宿料半額ヲ納付セシム
納期ハ學校長之ヲ定ム

但シ納期ノ初日ヲ過キテ入舎シタル者ノ當期納入期間ハ入舎ノ日ヨリ七日間トス

學期ノ中途退舎スルコトアルモ既納ノ寄宿料ハ還付セス

第六十三條 生徒合宿所ハ寄宿舎代用トシテ生徒ヲ合宿セシムル處トス

生徒若干名共同シテ一家全部ヲ借受ケ自炊ヲ爲ストキハ之ヲ生徒合宿所ト爲スコトアルヘシ

附 則

本則ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

本則ハ昭和四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則ハ昭和九年三月五日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式 (在學誓書樣式)

在 學 誓 書

私儀今般御校ニ入學許可相成候ニ付テハ校規命令等堅ク相守リ在學中專心勉勵致卒業
ニ至ルマテ猥ニ退學仕間敷仍而誓書如件

本籍 住所 何

昭和 年 月 日

某 年 月 日生

右何某今般御校ニ入學許可相成候ニ付テハ在學中校規命令等堅ク相守ラセ候ハ勿論卒
業又ハ退學後ト雖本人在學中ニ係ル一切ノ事件ハ拙者引受可申仍而保證如件

本職本業 本人トノ續柄 住所 保證人 何

昭和 年 月 日

某 年 月 日生

彦根高等商業學校長 何 某殿

第二號樣式 (卒業證書樣式)

其ノ一 (第一部卒業證書樣式)

第 號 卒業證書

本籍

何 某

年 月 日生

右者本校第一部ノ課程ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

昭和 年 月 日

彦根高等商業學校長 位勳功學位爵 何 某 團

其ノ二 (第二部卒業證書樣式)

其ノ一ニ準ス

第三號樣式 (別科卒業證書樣式)

第 號 卒業證書

本籍

何 某

年 月 日生

右者本校別科ノ課程ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

昭和 年 月 日

彦根高等商業學校長 位勳功學位爵 何 某 團

第五、彦根高等商業學校臨時規則

第一條 本則ハ本則施行ノ際現ニ第三學年ニ在學スルモノニ之ヲ適用ス

第二條 第一條ニ掲グル生徒ノ修業年限ハ昭和十六年勅令第九百二十四號及昭和十六年文部省令第七十九號ニヨリ二年九月トス

第三條 第一條ニ掲グル生徒ノ學科目及其ノ程度並ニ每週教授時數左ノ如シ

第一部

學 科 目	第三學年每週教授時數	
	第 二 學 期	
修 身	一	
體 操	一	
教 練	二	
高 等 數 學	二	

英 語	七
選 擇 外 國 語	二
哲 學	三
商 法 及 經 濟 法	五
金 融 及 國 際 金 融 論	三
經 濟 政 策	三
財 政 學	二
日 本 產 業 論	二
經 營 經 濟 學	三
研 究 指 導	二
特 殊 研 究	不 定 時
計	三 八

第二部 (東亞科)

學科目	第三學年每週教授時數	
	第二學期	第三學期
修身	一	一
體操及武道	一	一
教練	二	二
支那語	五	五
英語	二	二
哲學	三	三
民法商法及東亞法制	五	五
東亞經濟論	二	二
東亞商業貿易論	二	二
金融及國際金融論	三	三

東亞經濟政策	三
財政學	二
統計學	三
南洋經濟事情	三
研究指導	二
特殊研究	不 定 時
計	三九

第四條 第一條ニ掲グル生徒ノ昭和十六年度ノ學年八十二月三十一日ヲ以テ終ル

第五條 第一條ニ掲グル生徒ノ昭和十六年度第二期納入ノ授業料ハ金二十圓トス

附則

本則ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則ニ定ナキ事項ニツキテハ彦根高等商業學校規則ヲ準用ス

第六、細則

一、校務分掌規程

- 第一條 本校ニ生徒、教務、圖書、調査及庶務ノ五課ヲ置キ校務ヲ分掌セシム
- 第二條 各課ニ課長ヲ置キ教授中ヨリ校長之ヲ命ス
- 第三條 庶務課ヲ庶務係及會計係ニ分チテ各主任ヲ置キ書記中ヨリ校長之ヲ命ス
- 第四條 各課長ハ校長ノ命ヲ受ケ主掌事務ヲ處理ス
- 第五條 各課員ハ課長ノ指揮ニ從ヒ事務ニ從事ス
- 第六條 各學級ニ學級主任ヲ置キ教官中ヨリ校長之ヲ命ス
- 第七條 各課ノ主掌事務ニシテ他ノ課ニ關聯スルモノハ關係各課ノ合議ヲ經テ校長ノ指揮ヲ請フヘシ
- 第八條 事務ノ所屬不明ナルトキハ校長ノ指示ニ從フヘシ
- 第九條 各課員ハ時宜ニ依リ他ノ課ノ事務ヲ補助スヘシ
- 第十條 生徒課ノ主掌事務左ノ如シ

- 一、生徒ノ訓育及風紀ニ關スルコト
- 二、生徒ノ操行及勤惰ニ關スルコト
- 三、生徒ノ体育及保健衛生ニ關スルコト
- 四、生徒ノ輔導ニ關スルコト
- 五、生徒ノ監督及賞罰ニ關スルコト
- 六、生徒ノ服裝ニ關スルコト
- 七、學級總代其ノ他生徒委員ニ關スルコト
- 八、生徒ノ願伺届ニ關スルコト
- 九、生徒ノ出缺調査表作成ニ關スルコト
- 一〇、生徒ノ集會ニ關スルコト
- 一一、身体検査及體力検査ニ關スルコト
- 一二、修學旅行ニ關スルコト
- 一三、生徒ノ揭示ニ關スルコト
- 一四、授業料免除ニ關スルコト

細 則 (校務分掌規程)

- 一五、生徒ノ學資保管ニ關スルコト
- 一六、生徒國民貯蓄組合ニ關スルコト
- 一七、生徒ノ宿所ニ關スルコト
- 一八、生徒合宿ニ關スルコト
- 一九、生徒ノ汽車、汽船割引證ニ關スルコト
- 二〇、生徒ノ郵便物ニ關スルコト
- 二一、生徒ノ入舎、退舎ニ關スルコト
- 二二、寄宿舍生ノ指導ニ關スルコト
- 二三、寄宿舍宿直ニ關スルコト
- 二四、防護團ニ關スルコト

第十一條 教務課ノ主掌事務左ノ如シ

- 一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
- 二、教官ノ分擔及授業時間ノ配當ニ關スルコト
- 三、授業及臨時休業ニ關スルコト
- 四、學級編成ニ關スルコト

- 五、生徒ノ學科選擇ニ關スルコト
- 六、教科用圖書ニ關スルコト
- 七、教授上ノ設備ニ關スルコト
- 八、生徒募集及入學試験ニ關スルコト
- 九、生徒ノ入學、退學及休學ニ關スルコト
- 一〇、生徒ノ學籍ニ關スルコト
- 一一、試験及成績考査ニ關スルコト
- 一二、生徒兵役ニ關スルコト
- 一三、生徒ノ在學、成績並履修證明ニ關スルコト
- 一四、卒業生ノ教員免許狀ニ關スルコト
- 一五、教官會議ニ關スルコト
- 一六、授業參觀ニ關スルコト

第十二條 圖書課ノ主掌事務左ノ如シ

- 一、購入圖書ノ選定ニ關スルコト

細 則 (校務分掌規程)

細 則 (校務分掌規程)

- 二、寄贈及委託圖書ニ關スルコト
- 三、圖書ノ保存及整理ニ關スルコト
- 四、圖書ノ閱覽及貸出ニ關スルコト
- 五、圖書印ヲ管守スルコト
- 六、書庫及閱覽室ニ關スルコト
- 七、圖書目錄編纂ニ關スルコト
- 八、新聞、雜誌、年報等ノ保存及整理ニ關スルコト

第十三條 調査課ノ主掌事務左ノ如シ

- 一、商業經濟法律及其ノ他之ニ關スル學術ノ調査研究ニ關スルコト
- 二、調査研究資料ノ蒐集整理及保管ニ關スルコト
- 三、調査研究ノ報告、發表及公刊ニ關スルコト
- 四、資料ノ閱覽及貸出ニ關スルコト
- 五、講習ニ關スルコト
- 六、公衆ノ依頼ニヨル質疑應答ニ關スルコト

- 七、調査委員會ニ關スルコト
 - 八、大禮記念獎學資金運用ニ關スルコト
 - 九、紀元二千六百年記念獎學資金運用ニ關スルコト
 - 一〇、商品陳列館ノ設備ニ關スルコト
 - 一一、商品見本ノ蒐集、整理及保管ニ關スルコト
 - 一二、移植民調査室ニ關スルコト
 - 一三、其ノ他調査研究ニ關スル一切ノコト
- 第十四條 庶務課庶務係ノ主掌事務左ノ如シ
- 一、御眞影及勅語謄本ノ保管ニ關スルコト
 - 二、儀式ニ關スルコト
 - 三、校長ノ官印及校印ヲ管守スルコト
 - 四、校旗ニ關スルコト
 - 五、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
 - 六、職員ノ服務ニ關スルコト
 - 七、傭外國人ニ關スルコト

細 則 (校務分掌規程)

細則 (校務分掌規程)

- 八、巡視ノ進退及監督ニ關スルコト
- 九、公文書處理ニ關スルコト
- 一〇、學校一覽、年報及官報報告ニ關スルコト
- 一一、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
- 一二、法令諸規則其ノ他重要書類ノ保存ニ關スルコト
- 一三、卒業生及修業生ニ關スルコト
- 一四、卒業及修業證明書ニ關スルコト
- 一五、外來者ノ應接ニ關スルコト
- 一六、寄贈ノ金品等ニ關スルコト
- 一七、事務職員會議ニ關スルコト
- 一八、教官ノ汽車、汽船割引證ニ關スルコト
- 一九、事務當直ニ關スルコト
- 二〇、校內一般ノ警備取締ニ關スルコト
- 二一、日誌及諸記録ニ關スルコト

二二、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト

第十五條 庶務課會計係ノ主掌事務左ノ如シ

- 一、歲入歲出豫算及決算ニ關スルコト
- 二、國有財産及資金ノ保管ニ關スルコト
- 三、金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
- 四、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
- 五、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
- 六、營繕ニ關スルコト
- 七、電話、電燈、瓦斯、給水及煖爐取扱ニ關スルコト
- 八、巡視以外ノ傭人ノ進退及監督ニ關スルコト
- 九、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト

第十六條 學級主任ノ擔任事項左ノ如シ

- 一、當該學級生徒ノ訓育ニ關スルコト
- 二、當該學級生徒ノ勤惰行狀服裝ニ關スルコト

細則 (校務分掌規程)

- 三、當該學級生徒ノ成績ニ關スルコト
- 四、其ノ他當該學級ニ關スル一切ノコト

二、生徒心得

- 第一條 生徒ハ校規命令其ノ他訓育ノ主旨ヲ遵守シ生徒ノ本分ヲ全ウスヘシ
- 第二條 登校ノ際ハ規定ノ服裝ヲナスヘシ若シ病氣其ノ他ノ事由ニ依リ制服ヲ着スルコト能ハサルトキハ生徒課ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 外出ノ際和服ヲ着用スルトキハ必ス制帽及袴ヲ着用スヘシ
- 第四條 授業ノ始ト終ニハ起立シテ教官ニ敬禮スヘシ
- 第五條 始業合圖ニ依リ教室ノ所定ノ席ニ着クヘシ遅刻者ハ受持教官ノ許可ヲ得テ着席スヘシ
- 第六條 缺課及二日以内ノ缺席ハ登校ノ當日生徒課備付ノ届出簿ニヨリ届出ツヘシ
- 缺席日數三日以上一週間以内ノ場合ハ其ノ事由及日限ヲ詳記シ速ニ生徒課ニ通知シ登校二日以内ニ改メテ届書ニ學級主任ノ認印ヲ受ケタル上生徒課ニ提出スヘシ

缺席日數一週間ヲ超ユル場合ハ其ノ事由及日限ヲ詳記シ保證人連署ノ上速ニ生徒課ニ届出ツヘシ但シ病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第七條 學期試験ニ缺席シタル者ハ當該學科試験ノ翌日マデニソノ旨届出ツヘシ

病氣ニ由ル場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第八條 近親死亡ノ爲メ缺席スル場合ハ生徒課ニ届出ツヘシ

父母ノ場合ハ四日、祖父母ノ場合ハ三日、兄弟姉妹ノ場合ハ二日ヲ忌引トス

第九條 休學願、退學願及在學證明書下附願ハ教務課ニ、戶籍上ノ異動届、身分證明書下附願、宿所届及其ノ他ノ願届書ハ生徒課ニ差出スヘシ

願、届等ノ書類ハ總テ校長宛トスヘシ

第十條 教室、生徒控所其ノ他學校ノ建物及器具等ヲ使用セントスルトキハ事由ヲ具シ生徒課ニ願出ツヘシ

第十一條 校舎、器具等ノ取扱ハ鄭重ヲ旨トスヘシ

若シ之ヲ破壊汚損シタルトキハ直ニ生徒課ニ届出テ其ノ指圖ニ從フヘシ

第十二條 告示ハ揭示場ニ揭示スルヲ以テ常ニ之ニ注意スヘシ揭示シタルトキハ之ヲ了知シタルモノ

ト看做ス

第十三條 掲示ヲナサントスルトキハ生徒課ノ認印ヲ受ケタル後所定ノ場所ニ於テナスヘシ

第十四條 飲酒及喫煙ヲ嚴禁ス

第十五條 帽子、外套、雨具其ノ他ノ所持品ハ各自ニ於テ保管スヘシ場所ヲ特定シタルモノハ其ノ場所ニ置クヘシ

第十六條 寄宿舎以外ヨリ通學スル場合及轉居シタル場合ニハ五日以内ニ其ノ居所ヲ生徒課ニ届出ツヘシ

第十七條 豫メ生徒課ニ申出テ其ノ許可ヲ受クルニアラサレハ金錢ヲ募集シ、集會ヲ催シ、團體ニ加入シ又ハ印刷物ヲ配付スルコトヲ得ス

第十八條 各種ノ集會ハ生徒集會所又ハ陵水會館ニ於テ之ヲナスヘシ

第十九條 集會所内ノ各室ニツキ之ヲ専用セントスル者ハ其ノ代表者ヨリ生徒課ニ申出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 生徒ハ自己ノ品位ヲ瀆シ校紀ヲ紊ス虞アル場所ニ立入ルヘカラス

三、總代、副總代規程

第一條 各組ニ總代及副總代各一名ヲ置ク

第二條 總代及副總代ハ校長之ヲ任免ス

第三條 總代及副總代ノ任務左ノ如シ

- 一、學校又ハ教官ノ命令及通知ヲ生徒ニ傳達スルコト
- 一、教室内ノ秩序及整頓ヲ保持シ並ニ組ニ關スル諸般ノ要務ニ任スルコト

第四條 總代及副總代ノ任期ハ學期ヲ以テ終ル

四、生徒服裝規程

第一條 生徒ノ制式ノ服裝左ノ通り定ム

服 制		帽 制
袴 洋	一 衣 上	徽 色 地 制
色 地 制	徽 卸 色 地 制	章 合 質 式
合 質 式	章 合 質 式	章 合 質 式
圖ノ如シ 上衣ニ同シ 上衣ニ同シ	圖ノ如シ 隨 意 黒又ハ紺 圖ノ如シ 左右ニCノ金字ヲ附ス	海 軍 形 (黒色ノ帶布ヲ附ス) 絹又ハ羅紗 黒 圖ノ如シ

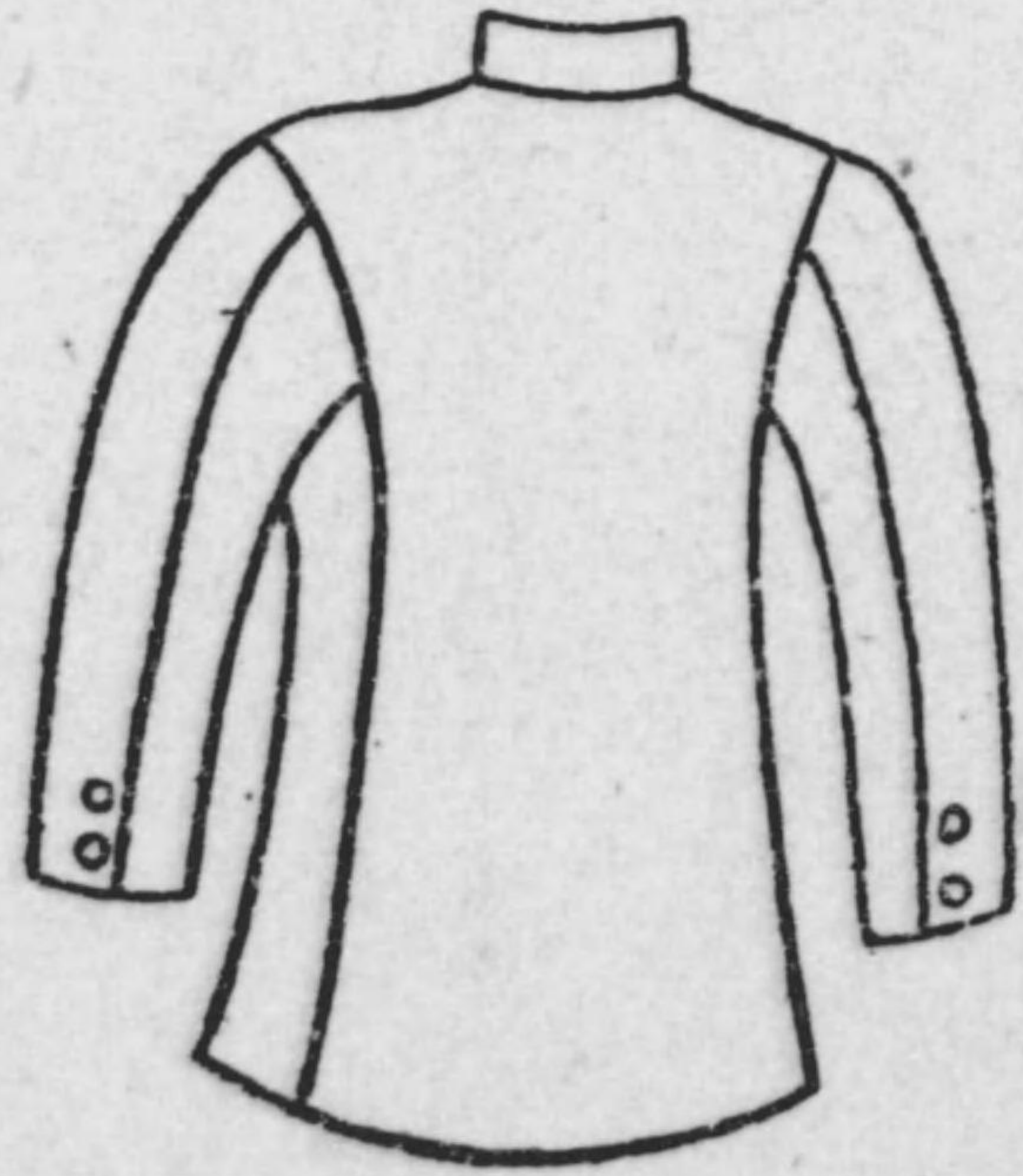
第二條 雨雪天ノトキハ儀式及体操ノ場合ヲ除キ長靴ヲ用フルコトヲ得
第三條 儀式ノ際ハ制帽、制服、制靴ヲ着用スヘシ

服 練 教	絆 脚	靴 制
地 制	地 制	色 制
質、色 合 式	質、色 合 式	合 式
上衣ヲ折襟トスル外制服ニ同シ 小倉、國防色	卷脚絆 小倉、國防色	編上ケ 黒

圖正衣上



圖背衣上



洋袴

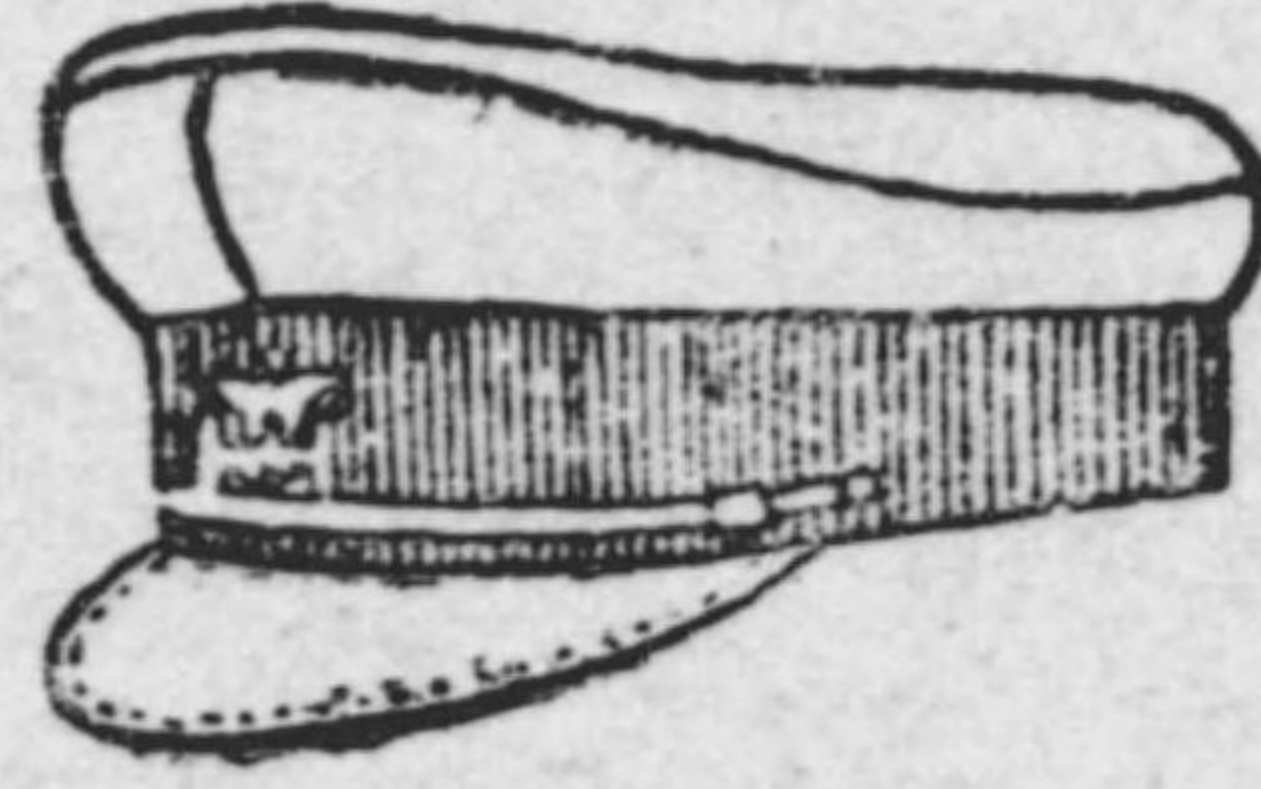


細則 (生徒服裝規程)

六五

制

帽



制帽徽章
縱一寸一分
橫一寸
地金色



細則 (生徒服裝規程)

襟章
金色
縱徑四分



上衣釦
金色
直徑七分



六四

則（生徒學資保管規程）

六六

五、生徒學資保管規程

- 第一條 生徒又ハ其ノ學資支給者ハ生徒課ニ學資ノ保管ヲ委托スルコトヲ得
- 第二條 送金ハ振替貯金法ニ依ルヘシ
振替貯金口座番號及加入者名左ノ如シ
口座番號 大阪六六二四五番
加入者名 彦根高等商業學校生徒課
- 第三條 送金ニ對シテハ受領書ヲ發セス振替貯金ノ受領票ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四條 保管ノ委托ヲ受ケタル時生徒ニ預金通帳ヲ交付ス
- 第五條 送金ヲ受ケタル時ハ之ヲ生徒ニ通知ス生徒ハ速ニ預金通帳ヲ提出シ記入ヲ受クヘシ
- 第六條 學資ノ拂渡ハ所定ノ時間内ニ之ヲ行フ
- 第七條 拂渡ヲ受クル時預金通帳及印章ヲ持參スヘシ
- 第八條 保管金ニハ利子ヲ附セス保管金ノ利子ハ事務ノ經費ヲ支辨シ剩餘金ハ本校報國團ニ寄附スルモノトス

第九條 生徒卒業又ハ退學ノ際殘金アルトキハ本人又ハ支給者ニ返付ス

六、第二部（東亞科）生徒研究旅行費

積立及保管ニ關スル規程

- 第一條 第二部（東亞科）生徒ハ第三學年夏期休暇中實施ノ支那滿蒙研究旅行ニ要スル經費ノ一部ニ充ツル爲毎月金五圓ヲ積立ツルモノトス
- 第二條 積立ハ入學ノ月ヨリ之ヲ始メ爾後毎年八月ヲ除キ第三學年ノ六月ニ終リ二十五回計金百貳拾五圓ヲ積立ツルモノトス
- 第三條 積立金ハ毎月十日マテニ納付スルモノトス其ノ徵收及保管ハ本校會計係之ニ當ル
- 第四條 病氣其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲旅行ニ參加シ得サル者ニハ積立金全額ヲ返付ス
但シ利子ヲ附セス
- 第五條 休學者ハ休學中積立ヲ中止シ復校ト共ニ繼續スルモノトス退學者ニハ積立金全額ヲ返付ス
但シ利子ヲ附セス
- 第六條 積立金ノ利子ハ事務ノ經費ヲ支辨シ剩餘金ハ研究旅行費中ニ繰入ルルモノトス

細 則（第二部（東亞科）生徒研究旅行費積立及保管ニ關スル規程）

六七

七、寄宿舎規程

- 第一條 第一學年生徒ハ自宅通學又ハ特別ノ事情アル者ノ外入舎スヘキモノトス
- 第二條 舍生ハ凡テ報國團ノ精神ヲ体シ舍風ノ發揚ニ努ムヘキモノトス
- 第三條 舍内ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、總務 總代中ヨリ各寮 一名
 - 二、總代 各寮 四名
 - 三、炊事委員 各寮 二名
- 第四條 役員ハ校長之ヲ任命ス
- 第五條 總務ハ他ノ總代ト協力シテ舍内整理風紀振肅ノ責ニ任ス
- 第六條 總代ハ寮内ノ秩序風儀ヲ保持シ共同生活ノ向上ヲ圖ル
- 第七條 炊事委員ハ炊事ニ關スル事項ノ處理ニ當ル
- 第八條 役員ノ任期ハ一學期間トス
- 第九條 舍生ハ必ス左ノ事項ヲ嚴守スヘシ

- 一、常ニ信愛ノ情ヲ厚クシ禮儀ニ悖ルノ行爲アルヘカラサルコト
- 二、服裝ヲ調ヘ容儀ヲ正シクスルコト
- 三、靜肅時間中ハ音讀ヲ慎ミ他室ニ入ルコトヲ遠慮シ放歌、高談、其ノ他喧噪ニ亘ル行爲ハ勿論樂器ノ吹奏ハ一切嚴禁スルコト
- 四、毎朝各自室ヲ清潔ニシ物品ノ整頓ヲナシ毎月一回大掃除ヲナスコト
- 五、靴、草履其ノ他履物ハ一切舍内ニ於テ之ヲ用ヒサルコト
- 六、面會人ニハ凡テ應接室ニ於テ面接スヘキコト
- 七、起臥、食事、入浴、門限等ノ時刻ヲ嚴守スヘキコト
- 八、點燈ノ必要ナキ時ハ各自消燈スルコト
- 九、火災、盜難ノ虞ナキ様各自常ニ嚴戒スヘキコト
- 一〇、食堂ニ於テハ作法ヲ守リ靜肅ヲ保ツコト
- 一一、炊事ニ關スル事項ハ炊事委員ニ交渉スルコト
- 一二、缺食セントスル者ハ豫メ所定ノ時刻迄ニ其ノ由ヲ係員ニ届出ツヘキコト
- 一三、外出ノ際ハ必ス寄宿舎玄關備付ノ名札ヲ裏返(朱書)、歸舎ノ際ハ之ヲ元(黑書)ニ復シ置クヘ

- シ
- 一四、外出ノ際門限時刻ニ遅ルヘキ事情アル者ハ豫メ其事由ヲ係員ニ届出ツヘシ
 - 一五、已ムヲ得サル事故生シ門限後歸舎セル者ハ直ニ遅刻ノ事由ヲ當直員ニ由出テ所定ノ帳簿ニ記入スヘシ
 - 一六、已ムヲ得サル事故ニ依リ門限後特ニ外出セントスル者ハ其ノ事由ヲ明ニシ當直員ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一七、旅行、歸省若クハ外泊セントスル者ハ豫メ其事由ヲ寄宿舎事務室備付ノ帳簿ニ記入シ願出ツヘシ
 - 一八、外出中俄ニ事故ヲ生シ前項ノ手續ヲナス違ナクシテ外泊スルトキハ速ニ其事由及宿所ヲ當直員ニ通知シ歸舎ノ際更ニ外泊手續書ニ其ノ事由ヲ詳記シ外泊先ノ證明書ヲ添ヘ生徒主事ニ差出シ其ノ承認ヲ受クヘシ
 - 第十條 各室備付ノ器具ハ許可ナクシテ他ニ移スヘカラス
 - 第十一條 舎生ニシテ舎内備付ノ器具等ヲ破壊若クハ亡失シタルトキハ速ニ係員ニ届出テ其ノ指圖ニ從フヘシ

- 第十二條 當直員ハ毎夜人員點檢ヲ行フ
- 第十三條 舎生相互ノ親睦及修養ニ關スル事項ニツキテハ別ニ之ヲ定ム
- 第十四條 舎生ノ本分ニ悖ル者ハ退舎ヲ命ス

八、集會所使用規程

- 第一條 集會所ハ本校職員、生徒及卒業生ノ使用ニ供ス
- 第二條 集會所ハ平日ハ放課時ヨリ休日ハ午前八時ヨリ開キ午後十時ニ閉ツ
- 第三條 集會所内ノ各室ハ任意ニ使用スルコトヲ得
- 第四條 集會ノ爲メ集會所内ノ各室ニツキ之ヲ専用セントスル者ハ其ノ代表者ヨリ生徒課ニ申出テ其ノ許可ヲ受クヘシ
- 第五條 集會所内ニテハ一切酒類ヲ用フヘカラス
- 第六條 集會所備付ノ器具、建具等ヲ破損シタル者ハ之ヲ辨償スヘキモノトス

九、教官會規程

- 第一條 教官會ハ教授、生徒主事、助教授、講師及配屬將校ヲ以テ之ヲ組織ス
但シ校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ職員ヲシテ列席セシムルコトアルヘシ
- 第二條 教官會ハ左ノ事項ニ付校長ノ諮問ニ應シ審議スルモノトス
 - 一、學科課程ニ關スル事項
 - 二、試験並ニ成績考查ニ關スル事項
 - 三、生徒ノ賞罰ニ關スル事項
 - 四、其ノ他校長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第三條 教官會ハ校長之ヲ召集ス

一〇、成績考查細則

- 第一條 學業成績ハ左ノ考查方法ニ依リ毎學期擔任學科目ニツキ教官之ヲ定ム
但シ一學科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ其ノ合議ニ依ル

一 學期試験ノ成績

二 平素ノ業績及ヒ勤惰

但シ平素ノ業績ヲ定ムル標準トシテ教授ノ進展ニ應シ擔任教官ニ於テ隨時ニ試験ヲ行フコトヲ得

第二條 學期試験ハ各學科目ニツキ毎學期末ニ期日ヲ定メ之ヲ行フ

但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ時ニ之ヲ行フコトヲ得

第三條 學科目中必要アルモノニツキテハ之ヲ若干ノ分科トシ各一學科目ト看做スコトヲ得

第四條 每學期毎週ノ教授時數二時間ノ學科目ヲ一單位トシ之ニ滿タサルモノヲ半單位トス

但シ修身ハ一單位トス

每週教授時數二時間ヲ超過スル學科目ハ一時間ヲ増ス毎ニ半單位ヲ増ス

評點ハ一單位學科目一百點、半單位學科目五十點ヲ以テ滿點トス

第五條 平素ノ業績及勤惰ノミニヨリ學期成績評點ヲ定ムルコトヲ得ル學科目ハ左ノ如シ

修身、体操、武道、教練、外國語ノ中作文・會話・讀方・書取・時文・習字、商業文、書法、珠算、商業實踐、タイプライティング

第六條 學期成績ハ各學科目成績評點ノ和ヲ當該學期學科目評點單位數ノ和ニテ除シ之ヲ定ム

學科目學年成績ハ當該學科目各學期成績評點ノ和ヲ當該學科目、各學期學科目評點單位數ノ和ニテ除シ之ヲ定ム

學年成績ハ各學科目各學期成績評點ノ總和ヲ當該學年學科目評點單位數ノ總和ニテ除シ之ヲ定ム卒業成績ハ各學年ノ學年成績ノ總和ヲ三除シ之ヲ定ム

第七條 一學期間教授時數ノ四分ノ一以上缺課シタル者ハ學期試驗ヲ受クルコトヲ得ス休業日ト雖モ登校スヘシト定メタル場合ハ教授時數ニ算入ス

病氣其他特別ノ事情アリト認ムル場合ニハ前項ノ缺課時數ヲ超過スルモ特ニ受験セシムルコトアルヘシ

無届缺席、遅刻多數ナル者及出席不規則ナル者ハ缺課時數四分ノ一未滿ト雖受験セシメサルコトアルヘシ

第八條 學期試驗ニ缺席シタル者ニ對シテハ缺席事情、平素ノ業績及勤惰等ヲ審査シ追試驗ヲ行フコトアルヘシ

第九條 追試驗ハ左ノ時期ニ於テ之ヲ行フ

一 第一學期試驗ノ追試驗ハ翌年一月中

二 第二學期試驗ノ追試驗ハ次學年ノ始三週間以内

追試驗ノ願出期間ハ試驗終了後三日以内トス

第十條 追試驗ヲ行ヒタル學科目ノ試験成績評點ハ追試驗得點ノ十分ノ八以内ヲ以テ當該學科目ノ試験成績評點トス

但シ兵役其ノ他公ノ理由ニ因ルモノハ此ノ限ニアラス

第十一條 學科目學年成績評點五十點未滿ナルトキハ當該學科目ヲ未修了トス

學年成績評點六十點未滿ナルトキハ之ヲ全學科目未修了ト看做ス

第十二條 未修了學科目カ三科目ヲ超過スル者ハ本校規則第二十四條ニ依リ原學年ノ課程ヲ再修セシム

第十三條 本校規則第二十五條ニ依ル再考查ハ六月及一月中ニ之ヲ行フ

前項再考查ノ出願期限ハ六月ニ受験セントスル者ハ同年五月十五日迄、一月ニ受験セントスル者ハ前年十二月十日迄トス

第十四條 學年成績順位ハ其ノ所屬學年成績總評點ニ依リ、卒業成績順位ハ各學年成績評點ノ總和ニ依リテ之ヲ定ム

細則 (研究指導及特殊研究ニ關スル規程)

第十五條 學業成績ハ評語ヲ以テ之ヲ示シ評點及順位ハ公表セス
評語ハ八十點以上ヲ優、六十點以上七十九點迄ヲ良、五十點以上五十九點迄ヲ可、四十九點以下ヲ不可トス

第十六條 研究指導及特殊研究ニツキテハ別ニ定ムル所ニ依ル
第十七條 試験ニ於テ不正行爲ヲナシタル者ハ當該學期試験全部ヲ無効トス

一一、研究指導及特殊研究ニ關スル規程

第一條 研究指導ハ之ヲ若干ノ科ニ分チ各科ニ一名又ハ數名ノ指導教官ヲ置ク
前項分科ノ種類及其指導教官ハ第二學年第一學期末ニ之ヲ定メ生徒ヲシテ其一ヲ選修セシム
第二條 第三學年ニ於テハ第二學年ニ選修シタル科目ヲ履修スヘキモノトス
但シ學校ノ都合其他止ムヲ得サル事由發生シタル場合ニハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ
第三條 第二學年ノ研究指導ハ成績考査細則ニ依リ試験ヲ行フ
第四條 第三學年ノ研究指導ニツキテハ學期成績ヲ定メス

學年成績ハ試験其他適當ナル方法ニ依リ評語ヲ以テ之ヲ定メ未修了トナリタル者ニハ試験ヲ行フ
第五條 特殊研究ハ毎年一回以上特ニ定ムル期間内ニ特殊ノ問題ニツキ研究調査ヲ爲サシメ其結果ヲ報告セシム

第六條 特殊研究ノ成績ハ評語ヲ以テ之ヲ定ム
特殊研究ニ於テ未修了トナリタル者ニハ更ニ研究調査ヲ爲サシメ其結果ヲ報告セシム
第七條 本規程ニ規定ナキ事項ニツキテハ成績考査細則ヲ準用ス

一二、入學出願書類ニ關スル規程

本校規則第十四條ニ掲クル書類ノ様式左ノ如シ
第一號書式 (入學願票) (用紙厚紙)

氏名	志願學科
受験番號	
檢種	定ノ類
履 歷	

細則 (入學出願書類ニ關スル規定)

(寸 六)

昭和	體格	試驗點	檢定料	受領額	出年月日	本籍	住所	受場 信所	入資格	出校 身名	生年月日
昭和 年	決定	順位			昭和 年	縣府 郡市	縣府 郡市	縣府 郡市	昭和 年	縣府	年月日
					月	村町字	村町字	村町字	學校	日	
(二寸五分)											
考 備											
(二寸五分)											

細則 (入學出願書類ニ關スル規定)

第二號書式 (成績證明及人物調書)

科別・本		受驗番號		成績證明及人物調書	
學年	學科目	右者本校在學中ノ成績等左記ノ通り相違無之候也		(氏名)	
第三學年		昭和 年 月 日			
第四學年		彥根高等商業學校長 何 某 殿		年 月 日生	
第一學期		記			
		一、昭和 年 月 本校第 學年入學		種操平總席	
		一、昭和 年 月 本校卒業ノ見込			
		學校長		別行均員次	

細則 (入學出願書類ニ關スル規定)

細則 (入學出願書類ニ關スル規定)

勤	學年	家庭ニ於ケル特殊事情	言語、動作	信仰	思想傾向	性			備考	學年	
						短所	長所	總評		學年	第二學期
授業日數	第三學年								<p>記載方注意 (イ) 學科目ノ成績ハ評點數ヲ以テ表シ、席次ハ學業成績ノ順序ニ依リ各種別トセズ該學年ノ全生徒ヲ通ジテ第一種、第二種、第三種、第四種、第五種ノ區別ヲ明記スルコト</p> <p>(ロ) 在學中ノ者ノ最終學年成績ハ第一種、第二種、第三種、第四種、第五種ノ區別ヲ明記スルコト</p> <p>(ハ) 學年ノ終場ニ於テハ、第一種、第二種、第三種、第四種、第五種ノ區別ヲ明記スルコト</p> <p>(ニ) 中學校卒業成績ノ順序ニ依リ各種別ノ學年ノ終場ニ於テハ、第一種、第二種、第三種、第四種、第五種ノ區別ヲ明記スルコト</p>		
	第四學年										
	第五學年										
運動種別											
技藝ノ程度											

八〇

第三號書式 (身體檢查證) (用紙厚紙)

本書ハ中等學校長ニ於テ記名捺印ノ上親展封書トシテ送附スベシ

備考	備		備	
	休學ノ有無	健康ニ於ケル状態	遅刻回数	缺席日數
記載方注意 (イ) 調査ハ總テ具體的ノ根據ニ基クコト				
(ロ) 健康状態欄ニハ過去ノ大患及目下ノ健康状態ヲ記入スルコト				
其他参考ナルヘキ事項		卒業後ノ經歷		趣味嗜好

身體檢查證
 檢查ノ結果左ノ通ナルコトヲ證ス

六)

氏名	身體檢查票		
檢查年月日	昭和	年	月
			日
	生年月日	年	月
			日

細則 (入學出願書類ニ關スル規定)

八一

(寸)

検査醫住所 學位稱號氏名	備考	視力及 屈折状態 右左	脊柱	榮養	育			身長
					概評	胸圍	體重	
府縣								
市郡								
何村 何學校 番地 資格		本人 注意	其他ノ 疾病 異常	齒 牙	耳 疾	聽 力	眼 疾	色 神
氏								
名								

(五寸)

一三、外國人特別入學細則

第一條 外國人ニシテ本校ニ於テ一般校則ノ規程ニ依ラス所定ノ學科目中一科目若クハ數科目ノ教授

ヲ受ケントスル者アルトキハ差支ナキ場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ノ志願者ハ本校規則第十四條ニ定メタル寫眞、入學願票、成績證明及人物調書、身體検査證及檢定料並外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館或ハ監督署ノ紹介書ヲ添ヘ校長ニ願出ツヘシ

第三條 志願者ノ學力ハ試験ニ依リ之ヲ檢定ス

但シ經歷ニ依リ相當ノ學力アリト認ムルコトヲ得ル者ニ對シテハ省略スルコトアルヘシ

第四條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ退學セントスル者ハ入學願出ノ際紹介ヲ受ケタル官署ヲ經テ願出ツヘシ

第五條 特別入學者ニシテ其ノ履修シタル科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ當該科目ノ修了證書ヲ授與ス

第六條 特別入學者ニシテ本校所定ノ全科目ヲ履修シ其ノ試験ニ合格シタル者ニハ畢業證書ヲ授與ス
第七條 特別入學者ニシテ本校所定ノ全科目ヲ修了シ在學中成績優良ニシテ本校ノ卒業程度ト同等ノ學力アリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第八條 特別入學者ニハ本細則ニ抵觸セサル限り本校規則ヲ適用ス

細則 (外國人特別入學細則)

一四、圖書閱覽貸出規程

- 第一條 本校ノ圖書ハ總テ圖書課之ヲ管理出納ス
- 第二條 教官ハ圖書ヲ檢索スル事ヲ得第三學年生徒ニシテ論文調査ノ爲檢索ヲ要スル時ハ其ノ都度圖書課長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 圖書閱覽室ハ休業日ヲ除キ毎日之ヲ開ク
但シ臨時ニ之ヲ開閉スルコトアルヘシ
閱覽室開閉ノ時刻ハ隨時之ヲ定ム
- 第四條 圖書ノ閱覽ハ職員、生徒又ハ校長ノ許可ヲ得タル者ニ限ル
但シ校長ノ許可ヲ受ケタル者ニハ其都度圖書閱覽券ヲ交付ス
- 第五條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ圖書閱覽證ヲ以テ所定ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第六條 閱覽者ハ一時ニ和漢洋書通算五冊ニ限り閱覽スルコトヲ得
- 第七條 閱覽中ノ圖書ハ閱覽室外ニ持出ス事ヲ得ス
- 第八條 閱覽セル圖書ハ閱覽室閉鎖時刻迄ニ返納スヘシ

- 第九條 圖書ヲ閱覽室外ニ持出サントスル者ハ圖書借用證ヲ以テ所定ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十條 教官ハ三十冊、其ノ他ノ職員ハ十冊、生徒ハ一冊ヲ限り圖書ヲ借用スルコトヲ得
- 第十一條 圖書ノ借用期間ハ職員ハ一ヶ月、生徒ハ三日限リトス
- 第十二條 第二學年及第三學年生徒ハ研究上特ニ必要アルトキハ指導教官ノ承認ヲ得テ夏期及冬期休業中三冊ヲ限り借用スルコトヲ得
- 第十三條 借用セル圖書ハ總テ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス
- 第十四條 左ニ掲ケタル圖書ハ貸出サス
- 一、貴重圖書及之ニ準シテ取扱ハルルモノ
 - 二、辭書類
 - 三、到着後二週間ヲ經過セサル圖書及雜誌
 - 四、其他整理中ノモノ
- 第十五條 借用セル圖書ハ期日ニ於テ必ス返納スヘシ
但シ借用期間内ト雖必要ノ場合ニハ臨時返納セシムルコトアルヘシ
- 第十六條 職員ノ退職、休職、轉任又ハ二ヶ月以上上任地ヲ離ルル者及生徒ノ休學、退學、卒業シタル

- 者ハ速カニ借用圖書ヲ返納スヘシ
- 第十七條 書庫内ニ入りテ圖書ヲ檢索スル者ハ圖書ノ位置ヲ亂ササル様注意スヘシ
- 第十八條 閱覽者ハ靜肅ヲ守リ室内ノ秩序ヲ紊ス舉動アルヘカラス
- 第十九條 閱覽又ハ借用中ノ圖書ハ叮嚀ニ取扱ヒ汚損セサル様注意スヘシ
圖書ヲ毀損、紛失シタルトキハ修理ヲ加ヘシメ若クハ代本又ハ代價ヲ以テ之ヲ辨償セシム
- 第二十條 以上ノ諸規程ニ違背シタル者ニ對シテハ圖書ノ閱覽及貸出ヲ停止スルコトアルヘシ

一五、調査委員規程

- 第一條 調査課ニ調査委員若干名ヲ置ク
- 第二條 調査委員ハ教官中ヨリ校長之ヲ命ス
- 第三條 調査委員ハ調査研究事項ヲ分擔ス
- 第四條 調査委員ハ委員會ヲ組織シ重要事項ニツキ審議ス
- 第五條 委員會ハ調査課長又ハ調査委員ノ希望ニヨリ隨時之ヲ開催ス

一六、調査課資料閱覽規程

- 第一條 本校職員、生徒其ノ他校長ノ許可ヲ得タル者ハ調査課ニ備付ノ資料ヲ閱覽スルコトヲ得
- 第二條 資料ノ閱覽ニツキテハ一切係員ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第三條 閱覽者ハ所定ノ資料閱覽證ニ所要ノ事項ヲ記入シ係員ニ提出スヘシ
- 第四條 閱覽者ハ一時ニ資料五部十冊以上ヲ借受クルコトヲ得ス
- 第五條 資料ハ必ス閱覽室内ニ於テ閱覽シ之ヲ室外ニ帶出スルコトヲ得ス
- 第六條 閱覽室ハ休業日ヲ除キ毎日之ヲ開ク
但シ臨時ニ之ヲ閉閉スルコトアルヘシ
- 第七條 閱覽者ハ靜肅ヲ守リ室内ノ秩序ヲ害スル舉動アルヘカラス
- 第八條 借受ケタル資料ハ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス
- 第九條 調査課ニ於テ必要アルトキハ閱覽中ト雖資料ヲ返還セシムルコトアルヘシ
- 第十條 資料ノ閱覽ヲ終リタルトキハ直チニ之ヲ係員ニ返還スヘシ
- 第十一條 資料ハ叮嚀ニ取扱ヒ汚損セサル様注意スヘシ資料ヲ毀損、紛失シタルトキハ相當ノ賠償ヲ

細 則 (大禮記念獎學資金ニ關スル規程)
(紀元二千六百年記念獎學資金ニ關スル現在)

八八

ナサシムルコトアルヘシ

一七、大禮記念獎學資金ニ關スル規程

- 第一條 昭和三年十月本校職員、生徒ノ釀出セル金額ヲ以テ大禮記念獎學資金トス
- 第二條 本資金ハ其ノ利息ヲ以テ每學年本校生徒ノ學術獎學費ニ充ツ
- 第三條 學術獎學費ノ使途ハ每學年之ヲ定ム
- 第四條 本資金管理規程ハ別ニ之ヲ定ム

一八、紀元二千六百年記念獎學資金ニ關スル規程

- 第一條 昭和十五年十一月本校職員、生徒ノ釀出セル金額及其他ノ寄附金ヲ以テ紀元二千六百年記念獎學資金トス
- 第二條 本資金ハ其ノ利息ヲ以テ每學年本校生徒ノ學術獎學費ニ充ツ
- 第三條 學術獎學費ノ使途ハ每學年之ヲ定ム
- 第四條 本資金ハ校長名義ヲ以テ確實ナル銀行ニ預金ス

一九、職員ノ服務心得

- 第一條 新任者着任ノ日ヨリ七日以内ニ履歷書及宿所届ヲ差出スヘシ
- 第二條 事務員ハ登校シタルトキ必ス出勤簿ニ捺印スヘシ
上官ノ命ニ依リ休日出勤シタルトキ亦同シ
- 第三條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ缺勤若クハ遅刻スルトキハ登校時限前ニ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ
病氣缺勤七日ヲ過クルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ
- 第四條 改名、改姓、轉居ヲナシタルトキ又ハ他ノ官廳ヨリ本校ヲ經由セスシテ直接辭令ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷上ニ關係スルモノアルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
- 第五條 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ執務時間中退出シ又ハ居住地ヲ離レントスルトキハ校長ノ許可ヲ受クヘシ

但シ休暇中ハ旅行日數及場所ヲ詳記シ出發前ニ届出ツヘシ

第六條 父母ノ忌日、命日ニ當リ休暇ヲ得ントスルトキハ其ノ旨ヲ前日中ニ届出ツヘシ

第七條 親族ノ喪ニ遭ヒ忌服ヲ受クルトキハ死者トノ續柄ヲ記シ届出ツヘシ

細 則 (職員ノ服務心得)

八九

- 第八條 出張ヲ命セラレタルトキハ出發歸任ノ際ニ其旨ヲ届出テ其ノ復命書ハ十日以内ニ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
- 第九條 轉任、退官若クハ休職ヲ命セラレタルトキ又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ其ノ擔任事務及物品等ノ目錄及説明書ヲ作り後任者又ハ校長ノ指名シタル職員ニ引繼クヘシ
- 第十條 總テ公文書ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ他人ニ示シ又ハ謄寫セシムヘカラス
- 第十一條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ臨機ノ處置ヲナスヘシ

二〇、學校醫職務規程

- 第一條 學校醫ハ校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事ス
- 第二條 學校醫ハ毎月二回授業時間内ニ登校シ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ
學期學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルコト亦同シ
- 第三條 學校醫ハ每週二回寄宿舎ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視察シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

- 第四條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應ジ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作成スヘシ
- 第五條 學校醫ハ學生、生徒、兒童身體檢査規程ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢査シ身體檢査票ヲ調製スヘシ
- 第六條 學校醫ハ學校及寄宿舎ノ近傍若クハ學校及寄宿舎内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防又ハ消毒方法ヲ施行シ尙其ノ情況ニヨリ學校又ハ寄宿舎全部若クハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ
- 第七條 學校醫ハ前各條ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又身體ヲ檢査シ其ノ衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ
- 第八條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

二一、文書處理規程

- 第一條 公文書ノ收受發送ハ左ノ各號ヲ除クノ外庶務係ニ於テ之ヲ取扱フ
- 一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
 - 二、生徒ヨリ差出ス願届書類ニシテ指令ヲ要セサルモノ
 - 三、入學志願者ノ願票其ノ他受験ニ關スル書類

四、以上ノ外校長ニ於テ指定シタル書類

第二條 庶務係ニ於テ文書ヲ收受シタルトキハ左ノ各號ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

一、親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ

二、親展ニ非サル公文書ハ之ヲ開封シ其ノ件名、番號及年月日等ヲ文書件名簿ニ登記シ本書ニ受付番號及年月日ヲ記入シ校長ノ閱覽ヲ經テ主掌分課ニ配付スヘシ

二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ

第三條 校長ノ閱覽ヲ經タル親展文書ハ機密ニ關スルモノヲ除クノ外前條第二號ノ例ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第四條 文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ處理スヘシ

特ニ調査ヲ要スル爲七日以内ニ處理シ難キモノハ校長ニ報告シ其ノ旨庶務係ニ通知スヘシ

第五條 立案ハ左ノ例ニ依リ各主掌分課ニ於テ起草シ庶務係ニ回付スヘシ

一、規定、内規又ハ先例アルモノハ各其ノ例規ニ依リ直ニ立案スヘシ

二、規定、内規又ハ先例ナキモノ若クハ規定、内規又ハ先例アリト雖特別ノ處理ヲ要スト認ムルモノハ事情ヲ具シ校長又ハ課長ノ指揮ヲ受ケ立案スヘシ

第六條 文書ハ總テ其ノ事務ニ關係アル課、係等ニ合議スヘシ

第七條 秘密又ハ至急ヲ要スル文書ニハ其ノ欄外ニ「秘」又ハ「至急」ト朱書シ責任者携帯シテ決裁ヲ受クヘシ

秘密ヲ要スル文書ニシテ他ノ課、係ニ合議スルトキハ袋入トシテ回付スヘシ

第八條 發送文書ニ親展、至急ノ表記ヲ要シ又ハ電信、特使、書留等特殊ノ取扱ヲ要スルモノハ其ノ旨成案ニ朱書シテ表示スヘシ

第九條 成案ニハ關係書類悉皆添付シテ其ノ顛末ヲ明カニスヘシ

第十條 校長又ハ課長ノ決裁ヲ經タル文書ハ總テ之ヲ庶務係ニ回付スヘシ發送ヲ要スル文書ハ庶務係ニ於テ淨書ノ上發送スヘシ

執務時間外ハ電信ト表示シタルモノニ限り事務當直ニ於テ之ヲ發送スヘシ

第十一條 校印及校長印ハ庶務主任之ヲ押捺スルモノトス

第十二條 施行濟ノ成案ニハ庶務係之ニ番號及施行濟ノ年月日ヲ記入シ即日之ヲ主掌課係ニ返付スヘシ

第十三條 文書ニハ左ノ記號及番號ヲ付スヘシ

細則 (文書處理規程)

- 一、生何號 生徒課ノ主掌ニ屬スルモノ
- 二、教何號 教務課ノ主掌ニ屬スルモノ
- 三、圖何號 圖書課ノ主掌ニ屬スルモノ
- 四、調何號 調査課ノ主掌ニ屬スルモノ
- 五、庶何號 庶務係ノ主掌ニ屬スルモノ
- 六、會何號 會計係ノ主掌ニ屬スルモノ
- 七、秘何號 進退書類、親展書類
- 八、定何號 規則、規程、細則、心得等ノ規定書類
- 九、就何號 就職事務ニ屬スルモノ

第十四條 文書ノ番號ハ毎年四月ヲ以テ起リ翌年三月ヲ以テ止ム

但シ前條第八號及第九號ハ此ノ限ニ在ラス文書ノ番號ハ其ノ事件ノ完結ニ至ル迄同一番號ヲ用フヘシ

- 第十五條 庶務係ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ本規程ニ定ムル文書ノ登録ヲナスヘシ
- 一、普通文書件名簿
- 二、秘密文書件名簿

三、規定書類件名簿

第十六條 事件ノ完結シタル文書ハ主掌分課ニ於テ整理保存スヘシ
文書ノ整理保存ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

二二、當直規程

第一章 通則

第一條 當直ヲ分チテ事務當直及寄宿舎當直ノ二トス

第二條 當直時限ハ平日ニアリテハ當日退出時限ヨリ翌日出勤時限マテ、休日ニ在リテハ當日出勤時限ヨリ翌日出勤時限マテトス

第三條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ當直ヲ免ス

- 一、出張中、出張ノ前日及歸校ノ翌日
- 二、病氣缺勤七日以上ニ渉ル者ハ其ノ缺勤中
- 三、父母ノ看病及祭典ニ依リ請假中
- 四、忌引中

細則 (當直規程)

- 五、新任者着任後七日間
- 六、以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ
- 第四條 當直ニ當リタル者病氣其ノ他止ムヲ得サル事故ニヨリ當直シ難キ場合ハ庶務課長ノ許可ヲ得テ他ノ當直義務アル職員ト交代スルコトヲ得
- 第五條 當直員ハ交代ノ時限至ルト雖休日ハ次番者ニ直接引繼ヲ了スルニ非サレハ學校ヲ離ルルコトヲ得ス

第二章 事務當直

第六條 事務當直ハ書記以下ノ事務員順番ヲ以テ勤務スヘシ其ノ順番ハ庶務課長之ヲ定メ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 事務當直室ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ置クヘシ

- 一、職員名簿
- 二、當直日誌
- 三、送付簿
- 四、電信用語符號表

五、郵便切手及郵便電信發送簿

第八條 當直日誌ニハ左ノ事項ヲ記シ校長ノ檢閲ヲ受クヘシ

- 一、月日、曜及天候
- 二、當直員及當直ノ巡視小使ノ氏名
- 三、文書類ノ接受ニ關スル事項
- 四、登校者外來人及參觀人等ニ關スル事項
- 五、前諸項ノ外當直中處理シタル事項

第九條 事務當直ノ勤務事項大略左ノ如シ

- 一、本校ニ到達シタル文書物件ヲ接受スルコト
- 二、前號ノ文書中電報並至急ト表記シタルモノハ宛名ニ送付スルコト
但シ學校宛ノモノハ開封ノ上適宜處理スルコト
- 三、校内ノ警備取締特ニ火ノ元ニ注意シ夜間一回以上巡視若クハ小使ヲ伴ヒ校舍ノ内外ヲ巡視スルコト
- 四、非常事故アルトキハ寄宿舎當直員ト協力シ巡視小使ヲ指揮シ臨機ノ處置ヲナスコト

第三章 寄宿舎當直

第十條 寄宿舎當直ハ生徒課勤務ノ職員輪番ヲ以テ勤務スヘシ其ノ順番ハ生徒課長之ヲ定ム
第十一條 生徒主事ハ必要ニ應シ寄宿舎ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條生徒課勤務ノ職員ノ當直ヲ免ス

第十二條 寄宿舎當直員ハ寄宿舎ノ管理及取締ニ任シ舍内一般ノ事務ヲ處理スヘシ

第十三條 寄宿舎當直室ニハ當直日誌ヲ備ヘ處務ノ情況ヲ詳記シ生徒主事ノ檢閲ヲ受クヘシ

二二、警 備 規 程

第一條 本規程ハ戰時事變其ノ他非常ノ場合ニ於ケル本校警備事項ヲ規定スルモノトス

第二條 前條ノ警備ニ關シ彥根高等商業學校防護團ヲ編成シ防空警備及非常警備ニ當ラシム

防護團ノ編成ハ實施要領其ノ一又ハ其ノ二ニ依ル

第三條 防空警備ノ方針左ノ如シ

一、空襲ノ惧アル場合ハ全校一致協力シテ御眞影ヲ警護シ重要書類、銃器等ノ保護ニ萬全ヲ期シ一般災害ノ豫防ノ軽減ニ努ム

一、警戒管制中ハ已ムヲ得サル場合ノ外授業ヲ行フ

一、防空警備ニ要スル施設ハ常時之ヲ整備シ置クモノトス

第四條 防空警備ノ研究及防護施設ノ整備ヲナス爲防空委員會ヲ設ク

防空委員會ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第五條 防空警備ノ必要ヲ豫想スルニ至ラバ當直員(小使ヲ含ム)ヲ増加シ職員、生徒ノ外出ヲ制限ス

第六條 防空警備ニ關シテハ市役所、警察署、警防團ト連絡シ其ノ實施ノ圓滑ヲ期スルモノトス

第七條 防空警報及非常通報アリタルトキハ職員、生徒ハ速ニ登校シ警備ニ就クモノトス

第八條 生徒登校中ニ於ケル防空警備ハ實施要領其ノ一ニ依ル

放課後、休日等ノ場合ハ先ツ實施要領其ノ二ニヨリ警備シ漸次其ノ一ニ移ルモノトス

第九條 休暇中ニアリテハ職員及學校附近ニ居住スル生徒ヲ以テ警備ニ任スルモノトス

第十條 生徒ノ服裝ハ制服制帽トシ脚絆ヲ穿テ監視及警戒ニ任スル者ハ武裝スルモノトス

但シ火急ノ場合ハ此限ニアラス

第十一條 校内ニ於ケル警報ハ斷續スル電鈴及口達ニ依ル

第十二條 唧筒置場、消火器具ノ設置箇所及避難位置ハ附圖ノ如シ

細則 (警備規程)

- 第十三條 非常持出箱ノ備付箇所及員數ハ附表ノ如シ
- 第十四條 非常警備ニ關スル處置ハ防空警備ニ準ス
- 第十五條 本規程ニ基キ毎年一回以上警備演習ヲ實施スルモノトス
- 第十六條 防護團ニ於ケル職員、生徒ノ配置ハ每學年ノ始メニ之ヲ定ム

彦根高等商業學校防護團編成實施要領 (其ノ一)

區分	本 部	班
團長	校長	分擔
副團長	首席 教授	班長
本部員	庶務課長 教務課長 生徒課長 小使令員 傳令員 生徒任務員 及他職員	係 員
位置	會計係	集合場所
任 務 及 行 動 ノ 概 要	<p>一、各部ヲ統率指導シ必要ニ應ジテソノ人員ヲ増減シ又ハ一各部ヲ略ス</p> <p>一、奉安附近ヲ常ニ警備シ必要ノ場合ハ御眞影及勸語騰本ヲ奉送シテハ警備所ハ校長官舎又ハ彦根中學校トス</p> <p>一、警備令ヲ知ルカ又ハ彦根市警防本部トキハ職員一名(自轉車傳令員當ラシム)ヲ彦根市警防本部ニ派シ諸情報ノ連絡ヲ達ス</p> <p>一、必要ニヨリ其ノ他ノ關係團體トノ連絡ヲ取ル</p> <p>一、本部長ノ對シテハ各一部ニ連絡スルト共ニ標示ス</p> <p>一、警備日記ヲ製作ス</p>	

班 視 監	班 戒 警	班 火 防	班 搬 運
對空 監視	校警及官戒 宿舍寄第	校防及火防 宿舍寄第	校運及運校 宿舍寄第
職員	職員	職員	職員
生徒 一	生徒 五	生徒 一五〇	生徒 一五〇
書 庫	門衛所 及 第二 宿舍	第二 避難所	第一 避難所
<p>一、屋上ニ二人哨ヲ出シ對空監視ニ當ラシメ敵機ヲ發見シタルトキ又ハ警報アリタルトキハ直ニ本部ニ通告ス</p> <p>一、表門、裏門及物品搬出場所ニ步哨ヲ配置シ絶エズ構内ニ巡察ヲ出シ警戒ス</p> <p>一、官舎附近ニ步哨ヲ配置シ時々官舎及寄宿舎ノ周圍ニ巡察ヲ出シ警戒ス</p> <p>一、警戒班ノ任務左ノ如シ</p> <p>1 不逞者ノ侵入防止</p> <p>2 搬出物件ノ保護</p> <p>3 火災盜難豫防</p> <p>4 流言蜚語ノ防止</p> <p>5 構内整理</p> <p>6 燈火管制ノ監視</p>	<p>一、警報アリタルトキハ哨筒及破壞器具ヲブール東側ニ引出シ左ノ如ク斥候ヲ出シ出動ノ準備ヲ爲ス</p> <p>1 第一避難所</p> <p>2 小使室附近</p> <p>3 官舎附近</p> <p>一、水利不便ナル場合ヲ顧慮シ哨筒ニ給水ノ處置ヲナス</p> <p>一、斥候ハ貯水池ヘノ進路ヲ豫メ搜索ス</p>	<p>一、搬出ノ順序ハ左ノ如シ</p> <p>1 貴重圖書器具類</p> <p>2 銃器</p> <p>3 貴重圖書器具類</p> <p>4 一般書類</p> <p>一、搬出ハ物件ノ左ノ如シ</p> <p>一、搬出場所ハ左ノ如シ</p> <p>一、非常持出書類(庭球コート)、銃器(第三避難所)、其ノ他(籠球コート)</p>	

細則 (警備規程)

備考	班備豫	班給配	班護救	理室防毒	班毒防
非常警備ノ場合ハ監視班、防毒班及ビ防毒室管理班ハ豫備班ニ編入ス 各班ヨリ傳令ヲ本部ニ一名ツツ配置ス	炊爨 運搬 分配	患者 搜索 運搬 收容 救急 治療	防毒室 管理	瓦斯 標示 搜索 及除 毒	職員 二
	職員 二	職員 二	職員 一〇	職員 一〇	職員 二
生徒 職員 二 職員 二	生徒 二 〇 四 夫	生徒 三五	生徒 一〇	生徒 一〇	生徒 三〇
講堂	寄宿舎 炊事 場前	會館前	陳列館	商品陳 列館前	商品陳 列館前
一、本部ヨリノ命ヲ待ツモノトス	一、狀況ニヨリ設備ス 一、食料品ハ一時寄宿舎ヨリ借用ス	一、負傷者及瓦斯中毒者ノ救急治療及收容ニ任ス 一、必要ニ應シ市設置ノ救護班ニ搬送ス	一、窓及戸ヲ密閉シ瓦斯ノ侵入ヲ防止シ特ニ出入口ニ注意シ 避難者ノ出入ヲ指導ス 一、必要ニ依リ配給班ヨリ食事ヲ受領シ配給ス	一、斥候ヲ派遣シ毒ノ搜索標示除毒ヲナス 一、必要ノ場合ニハ通過路ヲ開設又ハ除毒ス	一、斥候ヲ派遣シ毒ノ搜索標示除毒ヲナス 一、必要ノ場合ニハ通過路ヲ開設又ハ除毒ス

彦根高等商業學校防護團編成實施要領 (其ノ二)

備考	員直當舍宿寄	員直當校本	區分
職員、生徒登校後要領其ノ一ニ移レバ各々其ノ任務ニ就クモノトス	一、警報アリタル際ハ直チニ寮ヲ寄宿舎玄關前ニ集合セシメ各々其ノ部署ニ就カシム 二、奉安庫警備班總代ヲ長トシ東寮一號ヨリ五號迄ノ十名ヲシテ防火班ト協力御眞影ノ安 三、校內警備班總代ヲ長トシ六號ヨリ十號迄ノ十名ヲシテ防空監視ニ當ラシム、火災ノ場合ハ 四、校內警備班總代ヲ長トシ東寮生員ヲ率キ表門、裏門ニ步哨ヲ立テ出入ヲ監視ス 五、元最寄場所ヨリ非常持出書類、銃器、貴重圖書、器具、一般書類ノ順序ニ搬出ス、東 六、寮員ハ警備班總代ヲ長トシ東寮生員ヲ率キ表門、裏門ニ步哨ヲ立テ出入ヲ監視ス 七、寮員ハ警備班總代ヲ長トシ東寮生員ヲ率キ表門、裏門ニ步哨ヲ立テ出入ヲ監視ス 八、寮員ハ警備班總代ヲ長トシ東寮生員ヲ率キ表門、裏門ニ步哨ヲ立テ出入ヲ監視ス 九、寮員ハ警備班總代ヲ長トシ東寮生員ヲ率キ表門、裏門ニ步哨ヲ立テ出入ヲ監視ス 十、寮員ハ警備班總代ヲ長トシ東寮生員ヲ率キ表門、裏門ニ步哨ヲ立テ出入ヲ監視ス	一、放課後、休日等一般職員、生徒不在ノ際警報アリタル際ハ寄宿舎當直員ト協力萬全ヲ期スルモ 二、警報傳達ニ電話及自轉車傳令ニヨリ左ノ順序ニ警報ノ傳達ヲナス 三、巡視ヲシテ奉安庫附近ニアラリテ警戒班到着マデ奉安庫及表門ノ出入ヲ監視セシム 四、小使ヲ督勵シ本部開設ノ準備ヲ爲ス	任 務 及 行 動 ノ 概 要

二四、物品會計細則

- 第一條 本校ノ物品ハ物品會計規則並ニ文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ本細則ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 物品ハ校長之ヲ管理シ其ノ出納並ニ保管ハ校長ノ命令ニヨリ物品會計官吏之ヲ執行ス
- 第三條 各部局ニ物品監守者及物品取扱主任各一名ヲ置キ備品ノ監守及消耗品取扱ノ責ニ任セシム
- 第四條 物品監守者及物品取扱主任ハ所屬職員中ヨリ校長之ヲ命ス
- 第五條 各部局物品監守者ノ物品監守區域及物品取扱主任ノ取扱フ物品種目左ノ如シ

部局名	物品監守區域	物品取扱品目
生徒課	生徒課室、生徒主事室、生徒控所、武道場、集會所、學友會館、運動場、艇庫、弓道場	生徒課用消耗品
寄宿舎	寄宿舎及附屬家	寄宿舎用消耗品
教務課	教務課室、教官室、教室、研究室、會議室、統器室	教務課用消耗品
圖書課	圖書課室、圖書閱覽室、書庫	圖書課用消耗品
調査課	調査課室、商品陳列館	調査課用消耗品

庶務係	會計係	會計係室	會計係用消耗品
庶務係室、校長室、應接室、講堂、宿直室、食堂、門衛所、受付室	會計係室、小使室、交換室、官舎、他ノ課ニ屬セザル室		郵便切手及葉書 庶務係用消耗品

- 第六條 各部局ニ於テ物品ノ支給ヲ受ケントスルトキハ品目、數量、事由、部局名ヲ記載セル請求書ヲ會計係ニ差出スヘシ
- 第七條 會計係ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケ其ノ物品ノ在庫品ナルトキハ校長ノ許可ヲ得直ニ支給ノ手續ヲ爲シ之ヲ當該物品監守者又ハ物品取扱主任ニ交付シ新ニ購入ヲ要スルモノハ豫定價格ヲ具シ校長ノ許可ヲ受ケ購買ノ手續ヲナスヘシ
- 第八條 通常消耗品ハ會計係ニ於テ一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ得テ一回若クハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏置シ各部局ノ請求ニ應シテ支給ノ手續ヲナスヘシ
- 第九條 生産又ハ寄贈ノ物品ハ會計係ニ於テ其ノ品名、數量及價格若クハ評價ヲ附シ受入ノ上藏置又ハ支給ノ手續ヲナスヘシ
- 第十條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ支給ヲ受ケタルトキ直ニ之カ記帳ヲ了シ現品ト對照シ所定ノ用紙ニ領收ノ印ヲ捺シ遲滯ナク物品會計官吏ニ返付スヘシ

第十一條 備品ハ別表ニ依リ所定ノ記號、番號及校名ヲ附シテ整理スヘシ

但シ其ノ種類ニ依リ記號、番號又ハ校名ヲ附シ得サルモノハ此ノ限ニアラス

第十二條 使用中ノ物品ニシテ自然毀損ニ因リ修理ヲ要スルモノアルトキハ物品監守者又ハ物品取扱主任ヨリ會計係ニ其ノ修理ヲ請求スヘシ

修理請求ノ手續ハ第六條ノ規程ヲ準用ス

物品會計官吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ速ニ請求者ニ引渡スヘシ

第十三條 物品監守者ハ監守中ノ物品不用ニ歸シタルトキハ之ヲ物品會計官吏ニ返付シ其ノ監守簿ニ受領證印ヲ徴シ事由ヲ詳記スヘシ

第十四條 物品ノ監守者相互間ニ於テ物品ノ監守換ヲナサントスル場合ニハ當該物品ヲ一先ツ物品會計官吏ニ返納シ更ニ支給ヲ受クヘシ

第十五條 在庫又ハ使用中ノ物品ヲ亡失、毀損シタルトキハ物品會計官吏又ハ物品監守者若クハ物品

取扱主任ハ速ニ其ノ品名、數量並ニ實況等ヲ調査シ始末書ヲ具シ校長ニ申報スヘシ

物品監守者若クハ物品取扱主任ヨリ始末書提出ノ場合ハ物品會計官吏ヲ經由スヘシ

第十六條 物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ毀損ノ物品若クハ將來所要ノ用途ナキ不用ノ物品ノ返納ヲ

受ケタルトキハ其ノ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十七條 物品ノ購買、修理、賣却等ノ執行ハ成規ニ依ル

但シ賣却シタル物品ハ代價徴收後ニアラサレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第十八條 備品ハ總テ物品會計官吏ノ承認ヲ得シテ漫リニ之ヲ他室ニ移轉シ又ハ校外へ搬出スルコトヲ得ス

但シ授業上一時ノ必要ニ依リ他室ニ移轉スルコトヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

第十九條 物品監守者又ハ物品取扱主任更迭ノトキハ物品會計官吏立會ノ上新舊兩者所管物品ノ引繼ヲナシ其ノ年月日ヲ帳簿餘白ニ記入シ且双方記名捺印スヘシ

前項引繼ヲ了シタルトキハ双方連署ノ引繼書ヲ作製シ物品會計官吏ヲ經テ校長ニ届出ツヘシ

第二十條 物品會計官吏ハ毎年一回以上備品「カード」及物品出納簿ト各部局監守簿及消耗品受拂簿ト對照シ更ニ現品ト照査シ其ノ狀況ヲ校長ニ上申スヘシ

第二十一條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明カニスル爲左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品出納簿

本簿ハ備品ノ品名、數量、價格、納入等ヲ登記シ在庫並ニ使用ノ現在ヲ明カニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名、冊數、出納年月日、價格、納入等ヲ登記ス

三、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品名、數量、價格、納入等ヲ登記シ在庫並ニ消費高ヲ明カニス

四、備品「カード」

本票ハ備品一點毎ニ一票ヲ設ケ品名、代價、納入、購入年月日、記號、番號ヲ記載シ備品ヲ支給スルトキハ本票ニ物品監守者ヲシテ受領年月日ヲ記入捺印セシメ之ヲ冬物品監守者毎ニ區分整理シテ物品支給ノ現況ヲ明カニス

前項ノ外補助簿ハ適宜之ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ監守並ニ受渡ヲ明カニスル爲左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品監守簿

本簿ハ備品ノ品名、數量、價格、記號、番號、受領年月日ヲ登記シ備考欄ニ其ノ所在ヲ摘記スヘシ

二、消耗品受拂簿

本簿ハ消耗品ノ各品目毎ニ口座ヲ設ケ受拂ノ數量及年月日ヲ明記スヘシ

三、郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付ケ其ノ受拂ヲ詳記スヘシ

第二十三條 本校ニ物品檢閲委員ヲ置キ左ノ事項ニ就キ實地ニ檢査セシム

一、物品保管ノ適否

二、物品使用ノ適否

三、消耗品消費ノ適否

四、物品缺損ノ有無

五、帳簿並ニ「カード」ト現品トノ對照

第二十四條 物品檢閲ヲ分チテ定期及臨時ノ二種トス

定期檢閲ハ毎年七月トシ臨時檢閲ハ臨時必要アリト認メタル場合ニ於テ施行ス

第二十五條 物品ノ檢閲委員ハ委員長一名、委員若干名トシ毎年四月職員中ヨリ校長之ヲ任命ス

前項ノ任期ハ翌年三月ヲ以テ終ル

第二十六條 物品檢閲ノ際在庫品ニ就キテハ物品會計官吏、使用中ノ備品ニ就キテハ物品監守者、消

細則 (物品會計細則)

耗品ニアリテハ物品取扱主任其ノ席ニ列シテ點檢ヲ受ケ檢閱委員ノ質問ニ答フヘシ
 第二十七條 物品檢閱委員ニ於テ檢閱上支障ナシト認メタルトキハ帳簿ニ檢閱年月日ヲ記入シ委員之
 ニ署名捺印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徵スヘシ
 第二十八條 物品檢閱ヲ終リタルトキハ物品檢閱委員ハ檢閱ノ狀況ニツキ意見ヲ附シ委員長ヲ經テ校
 長ニ申報スヘシ
 第二十九條 圖書ノ整理ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

〔別表〕 備品分類表

A					記號	種類	内容
E	D	C	B	A			
文具類	箱類	棚類	桌子類	椅子類			肉池、算盤、小刀、定規、文鎮

細則 (物品會計細則)

X	V	P	O	M	L	K	J	I	H	G	F
標	機	雜	農	臺	厨	被	寢	印	火鉢、煙草盆、燬爐類	桶	時
動植物	械	具類	具類	類	具類	服類	具類	章版木類	燬爐類	類	計類
	イロハ順類別	AヨリOニ至ル以外ノモノ、イロハ順ニ類別ス			釜、鍋、七輪、庖丁、組板	巡視服、同帽子、同外套、小使服、同外套、給仕服及女袴、雨具、實験着	寢臺、着蒲團、敷蒲團、敷布、毛布、枕、蚊帳、蒲團覆、枕翻		火鉢、五徳、十能、煙草盆、燬爐火箸		

第七、職員

○校長

田中保平

○名譽教授

マスター・オブ・アーツ

矢野貫城

○教授

民法、商法、研究指導

法學士 田岡嘉壽彦

商業地理、東亞地理、文化史、世界最近世史
海外經濟事情、研究指導

文學士 田中秀作

工業理化學、高等數學、數學、自然科學、研究指導

工學士 清水義雄

英語

文學士 片岡彦一郎

修身、哲學、獨逸語

文學士 秋山範二

(兼) 財政學、佛蘭西語、研究指導

生徒主事

經濟學士 淺見信次良

商業經濟論、簿記、商業文、商業實踐、研究指導

商學士 原田博治

法學通論及憲法、日本思想史、修身、公民科、教育學
研究指導

法學士 木村善堯

英語

文學士 高橋源次

交通及保險、商業文、研究指導

商學士 橋本犀之助

商品學、自然科學、工業大意、研究指導

工學士 大橋幸雄

經營經濟學、獨逸語、研究指導

商學士 岩間巖

經濟學、經濟政策、研究指導

經濟學士 桑原晉

東亞產業經濟論、東亞經濟政策、賣買及市場論
英書講讀、研究指導

商學士 大谷孝太郎

簿記、會計學、研究指導

商學士 山下勝治

商業數學、商業算術

商學士 芳谷有道

英語、英書講讀

片山暢一

商法及經濟法、東亞法制、獨逸語、研究指導

法學士 吉田諒吉

職員

金融及國際金融論、簿記、研究指導

英語

經濟史、東洋史及東洋經濟史、經濟學、佛蘭西語
日本產業論、研究指導

統計學、東亞幣制金融論、交通及保險、獨逸語、研究指導

原價計算、簿記、研究指導

商學士 福田長三

經濟學士 宮本又次

商學士 建林正喜

商學士 名西儀一

經濟學士 淺見信次良

文學士 高橋源次

○生徒主事

(兼)

○助教

教授

珠算

體操

教練

教練

鈴木泰助

榎本彦次

清水留五郎

陸軍准尉 梅本敏夫

支那語
書法

○配屬將校

山内喜代美
山藏太朗

教練

○講師

(囑託順)

陸軍大佐 湯本信雄

英語

支那語

教練

教練

英語、タイプライティング

英語、タイプライティング

バチエラー・オブ・サイエンス

安樂榮熊
奧村義盛

陸軍少佐 山原信久

陸軍中尉 橋本均

ガーツルード・ラツシュ (米國)

クラレンス・ゼイ・ウキツテ (米國)

○備外國人教師

(契約順)

支那語

白廷 登 (中華民國)

職員

一一五

職員

○武道教師

劍道

柔道

弓道

○書記

(兼)

(兼)

(兼)

一一六

佐藤忠造

島崎朝輝

矢野清一

助教授

生徒主事補

島田峯吉

鈴木泰助

安田安

坂田吉彦

杉井武郎

梗間徳男

助教授

山藏太郎

○生徒主事補

長谷川善彌

菅居仙藏

中野米藏

橋本均

○事務囑託 (囑託順)

(應召中)

○雇員 (就職順)

長谷川六二郎

西澤政之

北村義三

北村勝彦

森重三郎

前川正雄

馬場卯一郎

職員

一一七

○學校醫

醫學博士 藤田孝四郎
 醫學博士 醫學士 川脇茂一

岩田唯衛
 青木利貞
 西澤美江子
 中島英正
 高岸須美子
 吉田榮三
 松本義雄
 渡邊里

○調査委員

教授 田岡嘉壽彦

同 田中秀作
 同 清水義雄
 兼生徒主事 淺見信次良
 兼教授 原田博治
 同 木村善堯
 同 橋本犀之助
 同 大橋幸雄
 同 岩間巖
 同 桑原晉
 同 大谷孝太郎
 同 山下勝治
 同 芳谷有道
 同 吉田諒吉
 同 福田長三

職員

○學級主任

第三學年	A組
第三學年	B組
第三學年	C組
東亞科	第三學年
第二學年	A組
第二學年	B組
第二學年	C組

同	宮本又次
同	建林正喜
同	名西儀一
助教授	山內喜代美
講師	奧村義盛

教授	秋山範二
教授兼生徒主事	高橋源次
教授	片山暢一
同	大谷孝太郎
同	片岡彥一郎
同	岩間巖
同	亙理俊雄

○事務分課

東亞科	第二學年	A組
第一學年	B組	
第一學年	C組	
東亞科	第一學年	A組
別科	B組	
別科	A組	
別科	B組	

同	原田博治
同	木村善堯
同	桑原晉
同	大橋幸雄
同	田中秀作
同	橋本匠之助
同	芳谷有道

課長 生徒課

職員

兼生徒主事	淺見信次良
兼教授	高橋源次
兼生徒主事	安田安
兼書記	

職員

課
長 調
査 課

同 雇 嘱 書 同 同 教
 託 記 授
一
二
三 渡 吉 中 杉 芳 岩 原
 邊 田 野 井 谷 間 田
 榮 米 武 有 博
 里 三 藏 郎 道 巖 治

同 同 雇 兼助 書
 書教
 記授 記
青 前 北 山 坂
木 川 村 藏 田
利 正 勝 太 吉
貞 雄 彦 朗 彦

課
長 圖
書 課
課
長 教
務 課

職員

教 雇 兼助 教
授 書教 授
田 西 鈴 田
中 澤 木 岡
秀 政 泰 嘉
作 之 助 壽 彦

雇 嘱 同 講 同 同 助
 託 師 授 授 授
長 菅 橋 山 梅 清 榎
谷 居 本 原 本 水 本
川 仙 均 信 敏 留 彦
六 藏 均 久 夫 五 次
二 郎

一
二
三

職員

課 庶務係

庶務係

會計係

主任收入官吏、物品會計官吏、
資金取扱主任官、國有財産監守者

一二四

教授 大橋幸雄

主任書記 櫻間徳男

主任書記 北村義三

同 西澤美江子

同 中島英正

同 高岸須美子

同 松本義雄

主任書記 島田峯吉

書記 長谷川善彌

雇 森重三郎

同 馬場卯一郎

同 岩田唯衛

第八、前職員

(前官職)

(在職)

(摘要)

(氏名)

同 文部屬兼本校書記

轉任

笠原尙太

同 講師

解囑

鎌田恭一郎

同 書記

轉任

南浮智成

同 講師

解囑

宮部芳次郎

同 教授

解囑

那須常正

同 同

免官

松本金次郎

同 同

死亡

內山進

同 同

免官

江口新

前職員

一二五

前職員

書記	學校醫	書記	講師	教授	助教授	書記	講師	劍道教師	助教授	教授
至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同
一一二	一一四	一一三	一一四	一一五	一一三	一一四	一一四	一一四	一一五	一一五
四二	四二	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一

同	解	轉	解	同	同	同	同	同	同	同
	囑	任	囑							
				官						

マスター・オブ・アーツ

阿部謙治	西川慎一郎	三田村庸樹	吉田悅藏	石川興二	米川數雄	加藤文衛	坂野千里	眞野數馬	神原克次	榊原彌
------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-----

一二六

前職員

備外國人教師	講師	同	教授	講師	書記	配屬將校	校長兼教授	柔導教師	教授	講師
至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同	至同
一一二	一一四	一一四	一一五	一一五	一一四	一一四	一一二	一一三	一一三	一一三
五二	五四	五四	五五	五五	五四	五四	二一	二二	二二	二二
八九	〇一	〇三	三六	四〇	六三	七四	八二	九〇	一一	三四

契約滿期	解	同	轉	解	轉	同	免	解	免	解
	囑		任	囑	任		官	囑	官	囑

グレグ・シンクレア

伊藤猷典	奧田唯輔	井上茂	福島茂一	加藤貞助	肥田鎮夫	中村健一郎	長門辨	藤田敬三	竹村越三
------	------	-----	------	------	------	-------	-----	------	------

一二七

前職員

備外國人講師	柔道教師	助教授兼書記	講師	同	書記	教授	備外國人教師	助教授	書記	講師
至同	至同	至同	至同	至同	至大正一	至昭和一	至同	至同	至同	至同
七四	七三	八六	八六	八七	八一	九二	九五	九三	〇二	〇九
三四	三三	三三	三〇	三〇	四一	三〇	三四	六〇	二六	三四
解	同	免	解	同	免	死	契約満期	免	死	解
囁	囁	官	囁	囁	官	亡	囁	官	亡	囁
エス・ジャコタン	石野基恒	寺本杉藏	片岡實之助	伊東正	大西吉次郎	太刀川利男	小野映	筒井彌宗一	宮田秋三郎	
マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ	マスター・オブ・アーツ

前職員

配屬將校	教授	書記	備外國人教師	教授	同	同	備外國人教師	教授	弓道教師	講師
至同	至大正一	至昭和一	至同	至昭和一	至昭和一	至昭和一	至同	至同	至大正一	至昭和一
〇五	〇五	〇四	〇四	〇三	〇三	〇二	〇二	〇二	〇三	〇四
六〇	七四	九九	九九	〇三	〇三	三三	三三	八八	四七	二〇
轉	同	免	解	轉	免	免	轉	契約満期	免	死
任	囁	官	囁	任	官	任	任	囁	官	囁
陸軍中佐	法學士	法學士	經濟學博士	經濟學博士	法學士	法學士	法學士	商學士	經濟學士	經濟學士
石田金藏	世良琢磨	古賀勝次	菅野和太郎	菅野和太郎	西垣直記	小關紹夫	小關紹夫	江口行雄	小林治道	江頭恒治
ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー	ルイス・エム・ローリー

前職員

備外國人教師	自昭和一〇、一〇	契約滿期	マスター・オブ・ビジネス・アドミニストレーション
校長	自昭和一二、一〇	免官	エドウィン・ウイグルス・ウオース
備外國人教師	自昭和一二、一〇	契約滿期	マスター・オブ・アーツ
教授	自昭和一二、一〇	免官	マスター・オブ・アーツ
同	自昭和一二、一〇	轉任	バチエラー・オブ・アーツ
配屬將校	自昭和一二、一〇	免官	バチエラー・オブ・アーツ
同	自昭和一二、一〇	免官	バチエラー・オブ・アーツ
教授	自昭和一二、一〇	轉任	バチエラー・オブ・アーツ
同	自昭和一二、一〇	轉任	バチエラー・オブ・アーツ
備外國人教師	自昭和一二、一〇	轉任	バチエラー・オブ・アーツ
書記	自昭和一二、一〇	轉任	バチエラー・オブ・アーツ
備外國人教師	自昭和一二、一〇	轉任	バチエラー・オブ・アーツ

第九、生徒 (七二八名)

一、生徒氏名 (昭和十六年六月一日現在)
第一部第三學年 (一六三名)

安藝中	阿部政富	高知	上宮中	服部行平	大阪	第二神戸中	岸本利保	兵庫
彦根中	赤田弘	滋賀	膳所中	堀ノ内一雄	山梨	四日市商	小林久雄	三重
金澤第二中	秋場善之	石川	大倉商	細井幸三郎	京都	八幡商	小島榮一	滋賀
明石中	近原勝	兵庫	京都第二商	市原芳郎	京都	八幡商	小西敬三	滋賀
撫養中	枝川政雄	徳島	第二神戸中	生島芳郎	兵庫	明倫中	國枝登	岐阜
日高中	土井政一	和歌山	奈良縣立商	生駒源八	奈良	大津商	眞鍋喜九一	滋賀
豐岡中	福本大八	兵庫	彦根商	石田富三郎	滋賀	神崎商	眞柴重吉	滋賀
姫路中	福永彌造	兵庫	津島中	伊藤新吾	愛知	奈良商	松原淳二	奈良
教賀商	橋本岩夫	福井	都留中	勝俣規	山梨	京都第二商	松本國雄	岡山
			八幡商	川嶋清道	滋賀	豐原中	松島一男	富山
			扇町商	木下弘	大阪	撫養中	三村文夫	徳島

A組 (五五名)

市岡中	三澤淳佑	大阪	姫路商	山田彦次	兵庫	名寄中	伊賀久雄	北海道
伊丹中	川西裕	兵庫	立命館商	山本富造	京都	灘中	今井芳夫	石川
京都第一商	西川修	京都	京都第二中	安田宗雄	京都	八日市中	井上利郎	滋賀
彦根商	西村久	滋賀	大社中	米山亮一	島根	津島中	伊藤富吉	愛知
金澤商	能瀬久	石川	西南學院中	吉木幹	福岡	市岡中	門田熊雄	愛媛
第一神戸中	織部英雄	兵庫	豊橋中	吉見敏夫	愛知	岐阜商	各務富夫	岐阜
京都第一商	齋藤重治	京都	天城中	都志仁郎	岡山	畝傍中	川合義次	奈良
桃山中	櫻井安二	京都	B組(五四名)			愛知商	春日井正雄	愛知
今津中	洲崎幸俊	滋賀	三豊中	安藤静一	香川	加古川中	粕谷欣一	兵庫
天城中	高田拓坪	岡山	長濱商	朝日甚兵衛	滋賀	三豊中	片山恭一	香川
小倉商	田中信次郎	滋賀	虎姫中	馬場杉右衛門	滋賀	サクラメント ハイスクール	川崎巳代喜	北米 合衆国
天城中	田代道彦	岡山	津山商	土井辰吉	岡山	彦根商	木村誠造	滋賀
大倉商	留川勝太郎	大阪	上野中	藤山茂一	三重	市岡中	喜多正	大阪
熊本商	豊住猛	熊本	米子中	福本一男	鳥取	大垣中	北村一雄	岐阜
金澤第一中	辻住	石川	第一公立	林半輔	大阪	坂井農	北野義永	福井
大倉商	宇野	島根	高崎商	久田一郎	滋賀	夜間中	小林越夫	兵庫
岐阜夜間中	渡邊正一	岐阜				河野幸太郎		兵庫

敦賀商	桑名浩	福井	大津商	三大寺良夫	滋賀	惟信中	深津豊夫	愛知
敦賀商	松尾卓	福井	城東中	佐野直壽	高知	八幡商	福永貞一	滋賀
大垣商	松浦良雄	滋賀	第一神戸中	佐々嘉誠	岡山	膳所中	橋本正	兵庫
津山中	三木貢	岡山	金澤商	白尾嘉誠	石川	姫路商	初井純	兵庫
四條商	三谷讓一	京都	京都第一商	鈴木和藏	京都	京都第三商	早川四郎	京都
宇治山中	宮本感	三重	長濱商	田中四郎	滋賀	大阪貿易	平岡勉	愛媛
彦根商	村岸良藏	滋賀	宮津中	谷口榮一	京都	京都第二中	廣田一雄	滋賀
濱松第一中	中江台輔	福井	大垣中	上田庫三	岐阜	八幡商	保知淳一	滋賀
彦根商	中川芳之助	滋賀	伊萬里商	山口武美	佐賀	岐阜中	堀部芳久	岐阜
畝傍中	中山太喜男	奈良	濱松第一中	山本健	静岡	大津商	細田芳隆	島根
小倉中	名東孝二	福岡	柏原中	山内徹	兵庫	松本中	市川清一	長野
多度津中	西川淳一	香川	京都第三中	吉澤恒郎	滋賀	豊中中	稻津潔	大阪
彦根中	西村政雄	滋賀	C組(五四名)			第一神戸中	井坂光男	兵庫
下關商	南野温	山口	長濱商	坂松藏	滋賀	海城中	木村仁	宮城
小野中	大畑博	兵庫	岐阜中	千原弓雄	滋賀	龍野中	桐月清	兵庫
扇町商	織戸逸雄	大分	龍野商	藤田敏郎	滋賀	八日市中	小林正三	滋賀
第二古屋	櫻井武夫	愛知				龍野商	小南正員	兵庫

第一岡山中近藤元得岡山	灘中	西浦政晴	岐阜	四條中	田中	守	大阪
上野中 小西明奈良	豊橋中	野澤信男	愛知	鶴岡中	土田	耕	山形
熱田中 桑野三郎愛知	坂出商	大井春雄	香川	京都第一商	土橋	昇	京都
上野中 松岡治三重	赤穂中	岡田史朗	兵庫	今宮中	德橋	民郎	東京
郡山中 三浦信也奈良	三豊中	大西良美	香川	津中	若林貞雄	三郎	三重
彦根商 宮元三男滋賀	瀧川中	佐伯俊雄	東京	宇治山中	山村敬一	三郎	三重
浦和商 永島俊治埼玉	小田原中	佐藤篤信	奈良	串本商	安井慶吾	和歌山	和歌山
吳第一中 中川正一廣島	市岡中	瀧能進	兵庫	興誠商	横田壽吉	靜岡	靜岡
八日市中 中村巖滋賀	京都第二中	滋井利夫	京都	第一岡山中	四谷	清	岡山
鳥取第一中 中尾傳鳥取	虎姫中	清水鏡太郎	滋賀	築館中	遊佐	強	宮城
今津中 西川二郎滋賀	難中	末包一郎	香川	遊佐	強	宮城	宮城
彦根中 西村豊太郎滋賀	見付中	鈴木康夫	静岡				

A組 (五五名)

第一部第二學年 (二六一名)

熱田中 天野正三 愛知	福岡山中 芦田信一 京都
京都第一中 荒尾義晴 京都	豊橋商 伴野隆二 愛知

小野中 藤井正吾 兵庫	膳所中 竺泰二 滋賀	高知城中 西岡健三 高知
米子中 藤田晃久 鳥取	彦根商 北川泰三 滋賀	三國中 野口正福 福井
岐阜商 福田浩一 岐阜	今津中 小林忠敏 滋賀	岡崎中 太田寛 愛知
長濱商 文室治雄 滋賀	京都第二中 古久保茂 京都	濱松商 佐藤正二 静岡
四條商 後藤正治郎 京都	北野中 久保田茂夫 滋賀	岐阜商 清水豐 岐阜
京都第二中 長谷川榮一 京都	大阪東商 九鬼健藏 和歌山	東邦商 祖父江泰三 愛知
京都第一商 波多野英次郎 京都	大垣商 牧岡重夫 京都	岐阜中 杉原元治 岐阜
膳所中 日野正憲 滋賀	濱松第一中 牧田作吉 静岡	三豊中 高原孝則 香川
伊都中 平田永朝 和歌山	宇治山中 松本政郎 三重	誠之館中 高山治 廣島
住吉中 市田光太郎 京都	名教中 宮川實 東京	伊都中 田中哲夫 和歌山
尼ヶ崎中 飯田善成 長野	彦根商 森喜造 滋賀	膳所中 立岡精一 滋賀
豊中中 猪飼吉男 大阪	大倉商 森口幸雄 大阪	小林中 梅田義輔 山口
津山中 今井靖郎 岡山	名古屋商 武藤基之輔 愛知	北野中 浦演芳郎 大阪
市岡商 井上繁雄 大阪	七尾中 長門達 石川	名古屋商 渡邊順一 愛知
明石中 入江清一 兵庫	豊中中 中島孝二 大分	大阪商 矢島重光 大阪
東海中 岩田侖哉 愛知	大津商 中村萬壽夫 滋賀	西區商 吉田精一 滋賀
輪島中 泉比呂之石川	濱松商 西宮邦平 静岡	長濱商 吉田精一 滋賀

B組(五三名)

金澤商	油谷	石川	熱田中	金子英夫	栃木	彦根商	左近照雄	大阪
彦根中	馬場昌造	滋賀	岡崎中	加藤繁夫	愛知	北野中	佐藤三郎	德島
上野中	藤井吉信	大阪	平安中	木村英太郎	兵庫	彦根中	柴田一男	滋賀
京都第三商	藤田俊作	京都	高津中	小林茂雄	滋賀	彦根商	清水義雄	滋賀
堺中	萩谷俊隆	大阪	鳥取第二中	小堀敬一郎	大阪	今治中	塩谷晃章	愛媛
加古川中	長谷川大三郎	兵庫	鳥取第一中	田昇	鳥取	大阪貿易	杉田正治	大阪
第二神戸中	早川半一	愛知	桑名中	松岡三郎	滋賀	第一神戸中	鈴木正美	滋賀
市岡商	稗田一俊	大阪	廣島商	森二生	三重	京都第二商	橋本保	愛知
福島中	平尾喬	神奈川	市岡中	森弘一	兵庫	十日町中	田口良藏	新潟
誠之館中	登田信義	廣島	第一岡山中	島茂雄	岡山	長濱商	谷川正男	滋賀
丸亀中	入野武俊	香川	彦根中	西關藤一	滋賀	名古屋商	立松正夫	愛知
岐阜中	石橋準雄	岐阜	八幡商	野田惠三	滋賀	天王寺商	辻本勇高	大阪
大阪東商	梶久彌	大阪	北野中	則松滋	宮崎	廣島第一中	植野禎高	廣島
敦賀商	金井基晴	福井	八幡商	岡田勝彦	奈良	今治中	渡邊弘	愛媛

C組(五三名)

上宮商	山口鋼二	三重	茨木商	入江道夫	大阪	北野中	村上保	大阪
熱田中	山廣新	廣島	膳所中	磯島武夫	滋賀	鳳中	長尾清太郎	京都
市岡商	安井洋五郎	大阪	北野中	伊藤勝之	滋賀	彦根中	中野喜代藏	三重
伊那中	吉田高明	和歌山	彦根中	柏嶋敏男	神奈川	宇治山田商	中野喜代藏	三重
三豐中	岡子清	香川	熱田中	河端清	愛知	明倫中	野倉三	岐阜
桃山中	秋田佐市郎	京都	洲本中	木田卓次	岡山	八日市中	野村泰三	滋賀
津中	安藤平郎	三重	大阪西區商	清原茂平	大阪	八尾中	小田良三	大阪
水口中	朝比奈源吉	滋賀	豐中	近藤獎	島根	彦根商	小川良三	滋賀
四條畷中	馬場幸英	大阪	鳳鳴中	九鬼英男	滋賀	鳳鳴中	岡野洋	大阪
福之館中	藤井弘道	岡山	彦根中	熊谷充雄	兵庫	堺商	酒井靖夫	大阪
三豐中	業天明	香川	成東中	松崎靜雄	滋賀	八幡商	澤田弘	滋賀
豐中	原美次	福岡	名古屋	水野信一	愛知	大岡中	柴田勤	兵庫
虎姬中	橋村重義	滋賀	第二中	森野弘	香川	豐岡中	清水種均	大阪
東濃中	日置平治	岐阜	高田中	森修二	新潟	北野中	下川均	大阪
彦根商	今村寬吾	滋賀	今津中	保木照雄	滋賀	市岡商	鈴木義貞	愛媛

中外商 平 宏 大阪
 名古屋中 田中照夫 愛知
 高津中 德永浩 滋賀
 七尾商 富井俊男 石川
 京都第二 内片政雄 滋賀
 今夜間中 藪田洪基 大阪
 明倫中 山榊忠恕 鳥取
 高田中 山崎正治 新潟
 福井中 吉田志郎 福井

第一部第一學年 (一七四名)

A組 (五七名)

武義中 赤堀信夫 岐阜
 松本中 青木善雄 長野
 京都二中 藤本尙一 京都
 三豐中 藤田安彦 香川
 上野中 福森宣正 東京
 園部中 福山正夫 京都
 彦根中 古川英一 滋賀
 膳所中 原田信造 滋賀
 小牧中 長谷川八郎 愛知
 豐橋中 今泉正彦 滋賀
 東海中 磯部克巳 愛知
 八日市中 加賀林震一 滋賀
 市岡中 鎌田脩 愛媛
 三豐中 神田正康 香川
 豐橋中 片岡六雄 愛知
 彦根中 加藤太郎 滋賀
 園部中 川勝克巳 京都
 岐阜中 小林敏 三重
 惠那中 小坂茂夫 岐阜
 東海中 小松中 野村五郎 石川
 小松中 中谷尚典 滋賀
 彦根中 長井力 滋賀
 虎姬中 長井力 滋賀
 半田中 水野鏑 愛知
 上野中 松岡功 三重
 松江中 松本久功 鳥根
 水口中 増田九夫 滋賀
 大垣中 近藤武夫 岐阜
 京都一中 小松原茂 兵庫
 宮津中 小卷哲夫 京都
 京都二中 長谷川一雄 岐阜
 大垣中 早野久 京都
 京都二中 林一榮次 京都
 畝傍中 平越甚久 奈良
 豐中 平山利信 大阪
 桃山中 廣田金次 京都
 虎姬中 保正潔 滋賀
 立命館中 石田三郎 京都
 福井中 甲矢榮松 福井
 倉吉中 金田賢治 鳥取
 出水 金子博 山口
 京都二中 河合慎四郎 兵庫
 彦根中 川村治雄 滋賀
 大連一中 川崎直明 滋賀
 天王寺中 木村宣夫 大阪
 京都二中 北川桂市 京都
 龍野中 小林剛三 兵庫

京都三中 岡本淳 京都
 夜間中 奥田清重 滋賀
 虎姬中 坂口政志 石川
 大聖寺中 佐藤哲也 富山
 礪波中 仙頭富義 高知
 安藝中 清水隆夫 滋賀
 今津中 鈴木登喜雄 群馬
 豐橋二中 鈴木登喜雄 群馬
 熱田中 田栗辰次 佐賀
 第二神戶中 高柳一磨 千葉
 伊都中 田中成一 和歌山
 市岡中 谷口成 大阪
 尼崎中 寺田正三 兵庫
 濱松中 外波山登 静岡
 岐阜中 戸部良裕 岐阜
 城東中 藤島健男 高知
 函館中 塚本嘉一 滋賀
 上野中 月井三七雄 三重
 膳所中 膳所中 膳所中
 足利中 牛尾田善彦 滋賀
 濱松一中 渡瀬博 静岡
 礪波中 山本鴻儒 富山
 上野中 山下實 三重
 龍野中 保井幸夫 兵庫
 彦根中 吉田隆彦 滋賀
 吉村廣海 山口
 龍野中 江見榮兵庫
 堀野中 古川清山口
 虎姬中 古川隆夫 滋賀
 虎姬中 古川利誠 滋賀
 宮崎中 安彦誠 滋賀
 原田正邦 福井
 大野中 大野中 大野中
 京都二中 長谷川一雄 京都
 京都二中 早野久 岐阜
 京都二中 林一榮次 京都
 畝傍中 平越甚久 奈良
 豐中 平山利信 大阪
 桃山中 廣田金次 京都
 虎姬中 保正潔 滋賀
 立命館中 石田三郎 京都
 福井中 甲矢榮松 福井
 倉吉中 金田賢治 鳥取
 出水 金子博 山口
 京都二中 河合慎四郎 兵庫
 彦根中 川村治雄 滋賀
 大連一中 川崎直明 滋賀
 天王寺中 木村宣夫 大阪
 京都二中 北川桂市 京都
 龍野中 小林剛三 兵庫

彦根中	小澤茂夫	滋賀	福知山中	大槻行雄	京都	彦根中	黒澤一男	滋賀	熱田中	佐治隆次	愛知	彦根中	丸山勝巳	滋賀	黒澤尻中	向坂正隆	滋賀	三條中	三宅益朗	岐阜	彦根中	澤居武雄	滋賀	能代中	長岡幸作	秋田	彦根中	重森平男	滋賀	虎姫中	中川静治	滋賀	明倫中	杉戸正彌	愛知	豐中中	西岡孝治	大阪	横濱三中	鈴木昌樹	愛知	高津中	野田泰三	大阪	三豐中	高木克幸	香川	膳所中	小笠原滋	青森	住吉中	豊田慎次	大阪	尼崎中	大橋榮	兵庫	京三中	辻義信	奈良	四條中	岡本英介	東京	京三中	上田孝次郎	京都	八日市中	沖田良忠	京都	彦根中	山中利一郎	滋賀	宇治山中	奥山喜兵衛	三重	園部中	柳原美知夫	京都	京都二中	大南一郎	京都	三國中	八幡吉二郎	福井	虎姫中	大村三喜夫	滋賀	濱松一中	横田春雄	静岡	聖峯中	大竹口一	福井	上野中	吉崎丈雄	三重
-----	------	----	------	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	------	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	------	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	------	----	-----	-------	----	------	------	----	-----	-------	----	------	-------	----	-----	-------	----	------	------	----	-----	-------	----	-----	-------	----	------	------	----	-----	------	----	-----	------	----

C組(六〇名)

愛知商	加藤聖	愛知	尾道商	名井俊一郎	廣島	京都一商	桂田宗一	京都	大津商	中比良義雄	滋賀	平壤商	木村信一	朝鮮	坂出商	南田榮次	香川	松江商	北垣英夫	島根	大倉商	西本元次	大阪	京都一商	小林幸夫	京都	八幡商	延澤慶太郎	滋賀	第一岡山商	是友伸博	岡山	神崎商	小川弘	滋賀	天王寺商	小杉善十郎	大阪	彦根商	小川泰雄	滋賀	福島商	久保欣也	大阪	彦根商	小倉榮一郎	滋賀	盛岡商	久慈吉雄	岩手	大垣商	小石重雄	岐阜	大津商	桑原正夫	滋賀	八幡商	奥田保	滋賀	京都二商	松田純一	滋賀	尾道商	大本弘治	廣島	彦根商	松本久雄	滋賀	大阪貿易	小野八太郎	大阪	大阪東商	明仁多喜雄	大阪	愛知商	太田敏彦	愛知	立命館商	三木健藏	滋賀	京都三商	大浦敏夫	京都	奈良商	向井正治	奈良			
-----	-----	----	-----	-------	----	------	------	----	-----	-------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	------	------	----	-----	-------	----	-------	------	----	-----	-----	----	------	-------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	-------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----	-----	----	------	------	----	-----	------	----	-----	------	----	------	-------	----	------	-------	----	-----	------	----	------	------	----	------	------	----	-----	------	----	--	--	--

第二部第三學年 (五一名)

津山商	青山尚之	岡山	高津中	木村次郎	兵庫	新京商	芝	雄和歌山
京都第二商	東井秀雄	京都	東海中	木野瀨久夫	愛知	高知商	島崎	高知
市岡中	遠藤寬	大阪	彦根中	目加田武	滋賀	彦根中	清水増次	滋賀
大垣中	伏木了	岐阜	四條商	水越敏一	三重	金澤第一中	白江與志夫	石川
虎姫中	星野秋男	滋賀	中京商	森田三郎	愛知	市岡中	高橋正直	廣島
膳所中	井上晴司	滋賀	山陽中	長野百樹	廣島	名古屋商	高井剛介	愛知
麻植中	入山太一	德島	茨木中	長岡宏	山口	奈良縣立商	瀧谷安夫	奈良
八幡商	石川茂	滋賀	大垣中	中村純	岐阜	高知商	寺尾隆英	高知
福岡商	伊東正夫	京都	愛知商	成田末男	愛知	膳所中	手島一男	廣島
京都第三中	伊藤正一	京都	奈良中	西田正文	奈良	京都第一商	土田秀一	滋賀
名古屋商	伊藤善二	愛知	岐阜中	西尾尚	岐阜	海草中	内田哲次	滋賀
名古屋商	伊藤善二	愛知	半田中	小栗彦一郎	愛知	豐橋中	渡邊弘	愛知
愛知第一中	堀川重久	愛知	八幡商	小野村忠雄	滋賀	小牧中	山田一	愛知
彦根中	堀浦泰	愛知	丸龜中	小野定彦	香川	東海中	山田一	愛知
宇陀中	神田堯夫	奈良	堺商	逢坂敏美	德島	彦根中	山田一	愛知
宮津中	河田伸介	京都	四日市商	大山清一郎	三重	膳所中	吉田紀男	滋賀
八幡商	川端晴雄	滋賀	姫路中	佐渡茂二	兵庫	高知商	吉本	高知

第二部第二學年 (五六名)

四條商	足立克巳	京都	德島中	喜田功	德島	桃山中	西野	福井
高津中	安達昌八郎	岡山	八幡商	紀野正治	滋賀	膳所中	野口八三郎	滋賀
濱松第一中	天野辰巳	静岡	京都第一商	北脇嘉一	京都	中京商	小栗正夫	東京
三國中	伴藤久治	福井	平壤商	熊谷泰一	朝鮮	西尾中	大橋正之	愛知
平安中	遠藤仁一郎	京都	彦根中	熊谷泰一	滋賀	今宮中	奧井美郎	大阪
京都第二商	福善芳郎	石川	畝傍中	松村享	奈良	小樽商	大津勇	福島
津中	古谷宗一	三重	洲本商	増井新介	兵庫	明倫中	薩摩五郎	北海道
成東中	早野尙治	千葉	彦根中	水波朗	滋賀	東海中	菅屋詮吉	愛知
鹿兒島商	肥後元章	兵庫	玉島商	守安伸之	岡山	興誠商	鈴木卓茂	静岡
四條商	廣瀬弘一	京都	八幡商	村田良一	滋賀	京都第一商	鈴木卓茂	京都
水澤商	菱谷誠治	岩手	小松中	中川永太郎	石川	第三神戶中	所原晋三	京都
京都第一商	井上宗二	京都	水口中	中村壽郎	滋賀	津山中	鷹取由彦	兵庫
扇町商	岩井弘雄	大阪	郡山中	中島富保	奈良	惠那中	竹内守道	岡山
鳳鳴中	河南一綱	兵庫	水口中	西島富次	滋賀	北野中	玉田謙夫	岐阜
彦根中	葛滋郎	滋賀	多度津中	西川浩	香川			大阪

新商 田村文雄 群馬
興國商 田村幾藏 大阪
京都第二商 田村素一 京都
高知商 寺尾尙三 高知
青島學院商 津村秀雄 廣島
大田公立中 堤利夫 岐阜
倉敷商 渡邊連平 岡山
京都第二商 山田俊二 滋賀

第二部第一學年 (六二名)

明石中 安達健次 兵庫
門司中 安藤次郎 福岡
市岡中 青木隆造 大阪
彦根中 有川英治 滋賀
第一神戸商 粟谷十郎 兵庫
鳳中 土井榮治 大阪
鳥取二中 土井勳 鳥取
京都一中 土井淳吉 京都
興國商 藤原瑩三 大阪
城東中 福島良平 高知
畝傍中 原博 奈良
岐阜中 長谷治郎 德島
成器商 平澤勇五郎 福井
富田中 堀木宗詮 三重
京都一商 星野善夫 京都
北野中 市嶋謙三 大阪
新京商 今井正人 大阪
飯田商 伊藤英一 長野
海津中 伊藤公人 岐阜
名古屋二商 伊藤義弘 愛知
清水中 伊藤良夫 靜岡
京都二商 岩城登 京都
神崎商 河原巖 滋賀
岐阜中 河合俊一 岐阜
半田中 木本崇 愛知
京都二商 桐田義信 廣島
八幡商 小原茂夫 滋賀
洲本商 倉川薫 兵庫
彦根中 草野文平 滋賀
西尾中 香名貞雄 愛知

東海中 前田貞男 愛知
明倫中 松岡茂 愛知
松本商 宮城倍實 長野
東海中 水野春男 愛知
八幡商 森健治 滋賀
彦根商 森江秀康 滋賀
熱田中 中村博 愛知
虎姬中 中村國太郎 滋賀
唐津商 中野琢美 佐賀
今宮中 中尾靜司 大阪
岐阜中(商) 野中隆雄 岐阜
八幡商 岡田光司 滋賀
彦根中 岡田賢一 滋賀
八幡商 奧田立二 滋賀
八幡商 奧田眞一 滋賀
一宮中 奧山治一 三重
大邱中 澤田浩治 滋賀
長濱商 澤田清 滋賀
虎姬中(商) 下村正三 滋賀
平壤中 杉下榮一 兵庫
北神商 住澤和夫 三重
岐阜中 高田信雄 岐阜
中村中 竹内利雄 高知
岸和田中 田中英雄 大阪
東邦商 寺本精勇 愛知
熱田中 寺島忠正 愛知
京都二商 塚田博 山形
奈良中 堤美彦 奈良
甲陽中 山崎昇 大阪
倉吉中 吉田平八郎 鳥取
東商 吉川種夫 和歌山
倉敷商 吉村雅美 岡山

別科 (六一名)

A組 (三一名)
豐橋中 合川郁郎 愛知
富田中 服部豐太郎 三重
日本大學 井上泰一 東京
第二中 伊藤小一郎 愛知
津島中 伊藤小一郎 愛知
富山中 岩場清吾 富山
東海中 加藤登司 愛知
鳥取一中 北本友伸 鳥取

第三神戶中	岐阜夜間中	浪速中	岐阜中	膳所中	屋代中	京都二中	名古屋中	郡山中	小牧中	浪速中	帶廣中	西尾中	天王寺中	臨濟中學院	志太中	佐賀中	
田中誠一	棚橋松太郎	田村慶夫	篠田徳夫	里井嘉道	坂口嘉道	大藁忠也	岡田學	小田弘之	丹波龍二	西村幸一	中山茂義	守山米三	宮坂振作	日下哲朗	小西教市	古賀新治	
兵庫	岐阜	大阪	岐阜	滋賀	長野	岐阜	岐阜	奈良	愛知	大阪	滋賀	愛知	大阪	和歌山	靜岡	佐賀	
岡崎中	誠之館中	八日市中	藤崎中	彦根中	尾張中	米子中	虎姫中	B組(三名)		松江中	佐倉中	神戶中	豊中中	松江中	高松第一中	粉河中	
岩月健益	石井能之	井上龍一	生駒毅	池田敏治	細井正治	早原正治	藤森昇			湯淺洋一	吉田喜一	米川正夫	山口敏夫	和田英郎	岡公香川	谷口和幸	
愛知	廣島	滋賀	三重	滋賀	大阪	兵庫	滋賀			島根	千葉	三重	大阪	島根	香川	和歌山	
氷見中	南山中	小牧中	德島中	膳所中	上宮中	協會中學	獨逸中學	浪速中	一宮中	八日市中	小濱中	今津中	岐阜第二中	彦根中	虎姫中	米子中	小濱中
清水常三	笹岡健一郎	坂部我	奥山基	岡田悌二	西村和夫	中村紀彦	中居信方	永田幸之助	村田謙三	宮田升三	前川隆	國島將一	小池和	北川芳藏	木村文雄	河原豐一	
石川	愛知	愛知	德島	滋賀	大阪	東京	滋賀	愛知	滋賀	關井	滋賀	岐阜	滋賀	滋賀	鳥取	福井	

彦根中 菅森 宏 滋賀
 大垣中 高橋 晃 岐阜
 上野中 田中 覺 三重
 一宮中 谷 宜四郎 愛知
 膳所中 谷口良一 滋賀

二、生徒道府縣別 (昭和十六年六月一日現在)

北	東	北	區			北海道	三年第一部	二年第一部	三年第二部	二年第二部	一年第一部	別科	計
			福島	山形	秋田								
						一							二
													一
													二
													一
													二
													三
													二

生徒道府縣別

國中			近畿區					東海區			關東區	
岡	島	鳥	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜
九	四	一	二	七	〇	八	一三	三三	六	八	三	八
四	一	三	四	二	九	二五	一一	三七	七	一四	三	七
二	一	二	二	三	八	一四	二四	四七	七	一三	四	八
一			二	三	二	一	四	一〇	二	一二		三
四				二	四	四	九	九	一	三	二	二
一		二	一	二	四	八	三	一四	三	九	二	四
	二	二	二	一	二	六	一	一三	四	一〇	一	五
二	八	一〇	一三	二〇	四九	六六	六五	一六四	三〇	六九	一五	三七

山東		北陸區				關東區						
長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨
野	梨	井	川	山	潟	奈	京	葉	玉	馬	木	城
一	二	五	五	一			二		一			
一		三	四		三	二	一	一			一	
一		七	二	二	一	二	二	一		一		
			一									
		二	二				一	一		一		
二		一										
一		二	一	一			二	一				
六	二	二〇	一五	四	四	四	八	四	一	二	一	

九州區						四國區				區		
鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	德島	山口	廣島
		一	一		一	二	二	二	六	二	一	一
	一	一				一	一	三	五	一	一	四
					一		三	一	四		四	二
							三		一	二	一	三
							一		二	一		一
					一		二			一		一
					一				一	一		一
							二	六	一	八	七	三
一	二	一			四	三	二	六	九	八	七	三

三、生徒年齡別 (昭和十六年六月一日現在)

總計	北美合衆國	臺灣	關東洲	朝鮮	沖繩
一六三	一				
一六一					
一七四				一	
五一					
五六				一	
六二					
六一					
七二八	一			二	

(學年) (最高) (最低) (平均)

第一部 第一學年 一三三年十月月 一七年四月月 一八年五月月

 第二學年 一三二年十月月 一八年一月月 一九年四月月

 第三學年 一三三年八月月 一九年四月月 二〇年七月月

(第二部) 第一學年 一三二年三月月 一七年四月月

(東亞科)

生徒年齡別 一五三

生徒家庭職業調

第二學年	一三三年一ヶ月	一八年三ヶ月	一九年七ヶ月
第三學年	二五年一ヶ月	一九年四ヶ月	二〇年七ヶ月
別科	二八年	一七年四ヶ月	一八年七ヶ月

一五四

四、生徒家庭職業調

(昭和十六年六月一日調)

職業	第一學年			第二學年			別科	合計
	部	部	部	部	部	部		
農業	一六	二〇	二五	五	九	一二	一一	九八
工業	一三	一五	二一	一〇	三	一四	四	八〇
商業	三七	四二	五二	一一	二〇	一一	一五	一八八
官公吏教員	三七	二一	一九	九	八	六	一〇	一一〇
銀行會社員	二六	三二	三五	九	八	一二	一三	一三五
其ノ他職業	九	一四	一五	二	三	三	四	五〇
無職	二五	一七	七	五	五	四	四	六七
計	一六三	一六一	一七四	五一	五六	六二	六一	七二八

五、在學中死亡生徒氏名

(昭和十六年六月一日現在)

入學年月日	死亡年月日	氏名	出身
奎一三、四	奎一三、八、八	宇野俊夫	滋賀
ク一三、四	ク一四、四、二五	尾崎雄平	高知
ク一四、四	ク一四、九、九	上阪龍馬	福井
ク一三、四	ク一五、三、一八	大橋完治	愛知
ク一四、四	ク二、一、二四	山田達夫	岐阜
ク一四、四	ク二、九、一〇	分銅信雄	大阪
奎一四、四	ク三、一、二	高橋桂太郎	滋賀
奎一五、四	ク四、四、二六	畑讓策	兵庫
奎一三、四	ク四、一、一三	丹羽邦三	愛知
ク三、四	ク五、五、一四	佐藤由夫	大阪
ク三、四	ク六、三、三	關本文千代	静岡
ク四、四	ク六、五、二八	奥田榮藏	兵庫
ク六、四	ク六、七、二三	木下良平	長野

入學年月日	死亡年月日	氏名	出身
奎一五、四	奎一六、八、二二	前川榮一	三重
ク一四、四	ク一六、八、三〇	高田一郎	静岡
ク一五、四	ク一七、七、二四	逸見不二夫	兵庫
ク一六、四	ク一七、九、一二	北村正久	滋賀
ク一七、四	ク一八、六、一一	山内正次	徳島
ク一八、四	ク一九、七、二一	福井平一郎	兵庫
ク一九、四	ク二〇、七、二一	川添賢助	愛媛
ク二〇、四	ク二一、九、一四	辻鑛一	滋賀
ク二一、四	ク二二、一〇、一〇	辻伊藤修	大阪
ク二二、四	ク二三、一〇、一〇	廣田乙次郎	廣島
ク二三、四	ク二四、一〇、一〇	青山隆二	京都
ク二四、四	ク二五、七、二六	上床淳一	京都
ク二五、四	ク二六、七、二六	淺田忠男	石川

在學中死亡生徒氏名

一五五

昭一、四	昭一、九、二〇	原	雪雄	石川
〱一〇、四	〱一〇、一六	高田	豐	岐阜
〱八、四	〱二、一、二六	蜂谷	豐	兵庫
〱一、四	〱二、五、二〇	森	功	大阪
〱一〇、四	〱二、九、二七	馬淵	治門	岐阜
〱二、四	〱二、九、三〇	(中島正雄)	福井	滋賀
〱二、四	〱三、二、二一	中村	憲一	滋賀

昭一、四	昭一、四、六、二一	嶋倉	昌一	富山
〱一三、四	〱一四、二、二六	宮崎	靜男	靜岡
〱一四、四	〱一五、三、九	渡邊	義直	大阪
〱一五、三	〱一五、九、二九	松村	錫麟	朝鮮
〱二、三	〱一六、二、一三	矢野	定信	香川
〱一六、三、二八		小木曾	文雄	岐阜

第十、卒業者

一、昭和十五年本科卒業者（第十六回）一五七名（ABC順）

安藤 義明	岐阜 卓	藤 森 正 彌	三 重	初 田 彌 助	滋 賀	井 原 壽	兵 庫
安藤 義長	岡 山	藤 澤 新 吾	岐 阜	服 部 岩 彦	滋 賀	稻 垣 勝 司	愛 知
青木 外志夫	滋 賀	藤 田 泰 信	三 重	服 部 勉	大 阪	井 上 誠 五 郎	滋 賀
荒井 英一	愛 知	淵 田 尙 明	滋 賀	早 川 正 朝	愛 知	乾 一 眞	滋 賀
荒井 敏行	香 川	福 留 敬 三 郎	鹿 兒 島	早 川 敏 郎	秋 田	入 江 英 一 臣	愛 知
淺田 義雄	京 都	伏 木 富 郎	滋 賀	林 庄 太 郎	滋 賀	石 川 榮 一	愛 知
坂野 洋	愛 知	郷 原 高 治 郎	大 阪	林 敏 則	京 都	石 川 文 敏	愛 知
別宮 孝夫	愛 媛	秦 原 高 治	廣 島	日 比 十 一	岐 阜	石 山 巖	岐 阜
海老山 繁一	奈 良	濱 口 信 平	高 知	平 井 琢 之 一	愛 知	伊 藤 賢 二	愛 知
遠藤 秀雄	滋 賀	原 田 敬 介	高 知	本 田 利 生	愛 知	伊 藤 清 七	岐 阜
藤井 太良右衛門	滋 賀	橋 本 三 郎	京 都	堀 田 英 一	新 潟	岩 本 伊 清	三 重

小島	小林	小林	北山	競下	木村	木村	木村	川瀬	川井	川村	川口	川見	勝義	金谷	神谷	角澤	岩田
惠行	良基	男敏	幸彰	夫敏	榮和	和宏	宏夫	治郎	哲德	德一	一準	義勝	芳郎	光雄	利信	純三	純三
愛知	京都	東京	大阪	愛知	三重	愛知	廣島	滋賀	岡山	滋賀	三重	福井	兵庫	愛知	北海道	岐阜	岩田
宮西	宮永	宮原	松浦	松村	松村	松宮	牧野	前田	眞榮	黒田	國友	久米	小澤	越山	小松	小松	岩田
正一	時雄	龍翁	弘直	光雄	健一	篤彦	宗祐	克己	榮城	田磊	友二	米正	澤敏	山日出	正幸	正幸	岩田
滋賀	石川	熊本	三重	兵庫	愛知	京都	滋賀	東京	三重	沖繩	兵庫	滋賀	愛知	滋賀	三重	石川	岩田
西澤	西崎	西岡	西田	西南	中村	中村	中元	中島	永畑	向賢	森健	森本	毛利	森道	水谷	水谷	岩田
幸三	實彦	勝彦	昭一	善一郎	清之助	夫治	清治	晋一	耕一	賢一	夫一	英一	徹一	徹一	道一	德一	岩田
滋賀	岡山	大阪	福井	岐阜	京都	山口	大阪	愛知	兵庫	石川	群馬	三重	京都	三重	三重	滋賀	岩田
島津	柴山	佐々	佐野	坂詰	齊藤	尾崎	太田	太田	大西	岡本	岡島	岡田	岡田	小川	額田	野崎	岩田
福一	秀夫	木芳	哲男	耕一	彰久	夫保	茂郎	太郎	堅太	信男	威雄	博博	博博	良男	明吉	外茂	岩田
兵庫	京都	廣島	福井	新潟	愛知	愛知	愛知	愛知	岡山	京都	大阪	滋賀	愛媛	廣島	大阪	石川	岩田

高島	高尾	高田	立川	諏訪	鈴木	杉野	杉原	祖下	白石	清水
季滿	豐造	久成	耕平	部謙一	木新	善造	原讓	宗一	石協	水利
愛知	大阪	石川	兵庫	島根	岐阜	大阪	岡山	京都	大阪	滋賀
豐田	富田	戸田	田坪	谷端	田中	田中	田村	竹内	竹内	武田
收二	田實	田貞	恒二	端長	中雅	中貞	村正	內正	內孝	田京
德島	岡山	京都	滋賀	和歌山	大阪	長野	鳥取	靜岡	富山	滋賀
山本	山川	山口	山田	渡邊	渡邊	梅本	堤久	塚本	辻野	津田
眞一	茂美	衛三	正衛	善三	昌義	芳雄	市市	治三	茂男	清史
滋賀	滋賀	滋賀	岐阜	岡山	岐阜	京都	滋賀	滋賀	福井	愛知
早野	長谷	秦治	山本	横山	横井	山下	山下	山崎	山元	山本
久郎	治郎	一郎	啓明	啓明	梅生	富夫	富夫	造明	隆晉	恒次
岐阜	德島	三重	岐阜	三重	京都	長野	大阪	岐阜	滋賀	滋賀
早島	重島	重島	重島	重島	重島	重島	重島	重島	重島	重島

二、昭和十五年度別科卒業業者 (第十四回) 七六名 (ABC順)

青山	青木	青木
一男	隆造	賢次
滋賀	大阪	兵庫
藤井	江崎	土居
十郎	歡治	正敏
兵庫	兵庫	高知
原田	古市	福島
幸雄	宗吾	哲男
山口	合衆	北米
早野	長谷	秦治
久郎	治郎	一郎
岐阜	德島	三重
早島	重島	重島

小	小	片	伊	加	金	鎌	岩	磯	井	井	今	池	市	細	保	平
林	林	桐	屋	納	網	田	越	貝	上	野	須	垣	嶋	澤	木	野
通	二	明	裕	弘	猛	脩	英	文	康	亘	博	重	三	司	夫	忠
利	郎	美	讀	弘	猛	脩	一	雄	康	亘	博	重	三	司	夫	忠
廣	大	岐	福	奈	滋	愛	岐	滋	佐	愛	滋	京	大	靜	岐	岐
島	阪	阜	井	良	賀	媛	阜	賀	賀	知	賀	都	阪	岡	阜	阜
永	村	村	宮	宮	湊	南	松	松	增	桑	草	黑	栗	栗	會	
泉	田	里	澤	西	谷	千	岡	永	田	原	野	部	田	林	本	
龍	光	一	泰	尚	代	美	郎	健	健	一	二	幸	光	鑑	京	
明	夫	敏	雄	靖	實	三	郎	二	一	二	平	兵	治	三	造	
廣	滋	福	山	長	滋	京	高	岐	京	愛	廣	滋	滋	岐	愛	廣
島	賀	岡	口	野	賀	都	知	阜	都	媛	島	賀	賀	阜	知	島
新	品	下	重	施	澤	坂	奧	正	大	信	西	中	中	中	中	中
田	川	村	森	珍	田	口	野	親	橋	高	上	谷	村	村	村	村
佳	道	正	平	珍	浩	政	一	町	利	正	俊	次	壽	敏	明	太
夫	雄	三	男	養	治	志	男	玄	信	己	男	郎	保	明	郎	三
島	島	滋	滋	臺	滋	石	滋	廣	廣	島	大	大	滋	滋	滋	新
根	根	賀	賀	灣	賀	川	賀	島	島	根	阪	阪	賀	賀	賀	濁
全	米	山	八	渡	釣	津	田	谷	杉	杉	十	白				
世	澤	極	木	邊	賀	田	崎	口	山	原	川	波				
榮	秀	正	久	惟	喜	義	春	英	九	正	瀨					
朝	夫	之	壽	恕	一	彦	男	一	二	春	道					
鮮	鳥	長	高	熊	富	岐	愛	大	岐	愛	廣	京				
	取	野	知	本	山	阜	媛	阪	阜	知	島	都				

三、卒業生職業別

種	種類	本	科	別	科	計
種	種類	本	科	別	科	計
學校教員	六四	三一	二二七	一三七		
銀行會社員	一、〇二四	二八七	六一	一二六		
自家營業	二九六	一三三	三四五	二八六		
官公吏	二一一	六二	二、二二八	一、〇六二		
合計						

四、卒業生就職府縣別

府	縣	本科	別科	計
府	縣	本科	別科	計
樺太	二	一	三	一
北海道	一七	八	二五	一
青森	一			
府	縣	本科	別科	計
東	岩手	一		
北	宮城	一〇	三	一三
區	秋田			
合計				

區州九			區國四				區國中				
長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	
二	三	三八	五	一四	三	九	六	二八	一九	九	
一	三	一七	四	二	五	七	一〇	一五	一三	六	
三	六	五五	九	一六	八	一六	一六	四三	三二	一五	
總計		海外	滿洲	臺灣	關東	朝鮮	沖繩	區州九			
								鹿兒島	宮崎	大分	熊本
二、三二八	五五	八八	七	一三	七〇		五	三	一	五	
一、〇六二	一二	一九	二	一〇	二九		六	一	五	三	
三、二九〇	六七	一〇七	九	二三	九九		一一	四	六	八	

區陸北				區東關							區北東	
福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形
一九	一〇	三	四	二五	二六五	二	二	二	三	一〇	三	二
一三	三	五	一三	一一	六五	三		一		五	三	
三三	一三	八	一七	三六	三三〇	五	二	三	三	一五	六	二
國中區		區畿近					區海東			區山東		
鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨
五	七	八	一七六	六一七	一五七	一〇五	四九	二六七	二三	四三	六	二
六	六	六	八八	二五二	六七	九八	五一	一一三	一一	四六	一一	
一一	一三	一四	二六四	八六九	二二四	二〇三	一〇〇	三八〇	三四	八九	一七	二

第十一、土地建物及工作物表 (昭和十六年三月三十一日現在)

一、土地表

數	地	坪	數	價	格	所	在
校舎	敷地	一七、〇六六	九五〇	二二三、三六六	三九〇	彦根市中島町	
生徒監官舎敷地及 備外國人官舎敷地		八一〇	九八五	一四、二一八	九二〇	金龜町	
第二寄宿舎敷地		三六四	五二五	四、一六一	六〇〇	金龜町	
備外國人官舎敷地		一二二	五〇〇	一、五七九	五〇〇	丸野木町	
合 計		一八、三六三	九六〇	二四三、三二六	四一〇		

二、建物表

名 稱	構 造	棟 數	坪 數	價 格	所 在
本館(事務室、教室)	木階建造	一	四〇〇〇〇	一一二、二一八	彦根市中島町
本館附屬玄關	木階建造	一ヶ所	四五〇	一、七五八	彦根市中島町
教室、事務室、取合廊下	同	七ヶ所	七〇〇	一、五二〇	彦根市中島町
御眞影奉安所	コンクリート平家建	一	一七、五	一、六三〇	彦根市中島町
寄宿舎(舎監室共)	木階建造	三	二四六五〇	七三、〇四四	彦根市中島町
同上玄關	木家建造	一ヶ所	一五〇	三九〇	彦根市中島町
同上附屬病室	同	一	一八〇〇	三、六一〇	彦根市中島町
同上附屬浴室、食堂、事務室等	同	一	二〇〇〇	二二、二四〇	彦根市中島町
同上附屬物置	同	一	一八〇〇	二、六七七	彦根市中島町
同上下足室	同	一ヶ所	九五〇	一、九一二	彦根市中島町
同上附屬洗面所	同	三ヶ所	一八〇〇	二、六九四	彦根市中島町
同上附屬便所	同	五ヶ所	二三九〇	五、七〇二	彦根市中島町

土地建物及工作物表

門衛所	木家建造	一	七五〇	一、五七〇五五〇	
石炭庫	同	一	一〇五〇	一、二七四〇二〇	
物置	同	一	三〇〇	四三八〇〇〇	
物置	同	一	一二〇〇	一、二四四二七〇	
供待所	同	一	五〇〇	七八三〇五〇	
弓道場	同	一	二七〇〇	三、二〇〇〇〇〇	
監視場	同	一	一〇〇〇	一〇〇〇〇〇	
艇庫	同	一	七五〇〇	一、六五〇〇〇〇	
學友會館	木造二階建 一部平家建	一	五一五〇	四、九〇〇〇〇〇	
同上渡廊下	木家建造	一	三〇〇	一〇〇〇〇〇	
圖書閱覽室	同	一	三七五〇	四、〇七九四〇〇	
同事務室	同	一	一七五〇	一、五四五九九〇	
自轉車置場	同	一	二四〇〇	九〇〇〇〇〇	

土地建物及工作物表

計			二、四〇〇八	五九二、二九七九六〇	彦根市金龜町
甲號生徒監官舍	木造平家建 一部二階建	一	三八六四	七、七二九二二〇	
乙號生徒監官舍	木造平家	一	三三六四	四、七六九三九〇	
乙號生徒監官舍	同	一	三三六四	四、七六九三九〇	
備外國人教師官舍	木造平家建 一部二階建	一	二〇二八	七、二五四九四三	
同	木階建造	一	一六四〇	六、二八三三三三	
同	同	一	一六四〇	六、二八三三三三	
甲號官舍物置	木家建造	一	五〇〇	三八九七五〇	
乙號官舍物置	同	一	三〇〇	二六四九九〇	
乙號官舍物置	同	一	三〇〇	二六四九九〇	
計			一七〇七四	三八、〇〇九三三九	
備外國人教師官舍	木造平家建 一部二階建	一	二八〇〇	四、四八〇〇〇〇	彦根市丸野木町
計			二八〇〇	四、四八〇〇〇〇	

第二寄宿舍	木階建造	一	七〇五〇	七七六〇五〇	彦根市金龜町
同附屬家	平木家建造	一	二二九五〇	一六〇六五〇	
計			九三五〇〇	九三六七〇〇	
合計			二、七三六三	六三五、七二三九九九	

三、配置圖 (卷末添付)
四、工作物表

名	稱	數量	價	格	所	在
門	障	三個	三、二七七八〇		彦根市中島町	
圍	障	五〇五、二間	一七、一六七〇七〇			
水	道	四個	三、八九三四七〇			
下	水	三	五、六八〇八九〇			
池	井	三	八一、一八二〇			

照明裝置	七	八、一一〇一八〇			
瓦斯裝置	一	六五一一六〇			
橋梁	一	二、〇〇二八七〇			
土留	一	四、九五五〇八〇			
傳動裝置	一	三七四八三〇			
雜工作物	一	一七七四二〇			
同	四坪	四五〇〇〇〇			
同	二	三、六三四〇〇〇			
計		五一、一三六五七〇			
門	四	一、〇四九七九〇			彦根市金龜町
圍障	二七、四五間	二、三三一八〇			
水道	四	一、八三一三一〇			
下水	三	二、〇一七四〇〇			

照 明 裝 置	三	四〇三五〇〇	
瓦 斯 裝 置	一	六〇〇〇〇〇	
計		八、二三三、一八〇	
門	一	一四五九三〇	彦根市丸野木町
圍 障	四二、五間	四九七五〇〇	
水 道	一	七一二〇〇	
池 井	一	三一五九九〇	
照 明 裝 置	一	一四八五八〇	
雜 工 作 物	一	一〇〇〇〇〇	
計		一、二七九、二〇〇	
合 計		六〇、六四八、九五〇	

第十二、關係法令

一、專門學校令（抜抄）

（明治三十六年三月二十七日
勅令第六十一號）

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ニ於テハ人格ノ陶冶及國體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス

專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第五條 專門學校ノ入學資格ハ中學校（中略）ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ（下略）

前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七條 專門學校ニ於テハ豫科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並ニ豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム（下略）

關係法令（專門學校令）

二、實業學校令 (抜抄)

(明治三十二年二月七日
勅令第二十九號)

第一條 實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニ努ムヘキモノトス

第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校其ノ他實業教育ヲナス學校トス (下略)

第二條ノ二 實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス

實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル

第八條 實業學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第十五條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

三、專門學校入學者檢定規程 (抜抄)

(大正十三年十月十一日
文部省令第二十二號)

第一條 專門學校ノ本科ニ入學セントスル者ニシテ中學校若クハ修業年限四年以上ノ高等女學校ヲ卒

業セサル者ハ本令ニ依リ學力ノ檢定ヲ受クヘシ

第二條 檢定ヲ分チテ試験檢定及無試験檢定トス

第三條 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限、試験施行ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四條 試験檢定ノ學科目及其ノ程度ハ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校ノ各學科目及其ノ卒業程度トス (下略)

第七條 試験檢定ニ合格シタル者ニハ合格證書 (第三號書式) ヲ交付ス

試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験學科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ其ノ證明書 (第四號書式) ヲ交付ス

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ試験檢定出願シタルトキハ當該學科目ノ試験ヲ免除ス

前項ノ規定ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニ付之ヲ準用ス

第八條 試験檢定ノ學科目中一科目又ハ數科目ニ就キ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト認ムル者ニ對シテハ當該學科目ノ試験ヲ免除ス

第十條 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ其ノ試験ヲ停止シ尙期間ヲ定メテ試験ヲ受ケシ

メサルコトアルヘシ

（第二項略）試験ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト後日發覺シタルトキハ既ニ交付シタル合格證書又ハ證明書ハ其ノ効力ヲ失フ

第十一條 無試験檢定ハ當該專門學校ニ於テ入學ノ際之ヲ行フ

無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ文部大臣ニ於テ專門學校入學ニ關シ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタル者ニ限ル
前項ノ指定ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

（以下略）

四、高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件（抜抄）（大正七年二月二十八日）
（文部省令第三號）

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等試驗令第七條ニ依リ普通教育ニ關シ中學校卒業者ト同等以

上ノ學歴ヲ有スル者トス

一、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シ又ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學、物理、化學ニ付試験檢定ニ合格シ若ハ試験ヲ免除セラレタル者又ハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官若ハ滿洲國駐劄特命全權大使ノ定ムル專門學校入學者檢定ニ關スル規程ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學、物理化學ニ付試験檢定ニ合格シ若ハ試験ヲ免除セラレタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依リ特定ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定セラレタル者ニシテ普通教育ニ關スル試験ヲ受ケ若クハ成績優秀ナルノ故ヲ以テ無試験檢定ニ依リ中學校卒業以上ノ學力ヲ以テ入學程度トスル大學豫科又ハ專門學校ニ入學シタル者

四、高等學校高等科二學年以上又ハ修業年限三年ノ大學豫科第二學年以上ニ入學シタル者

五、前各號ノ外中學校卒業以上ノ學力ヲ以テ入學程度トシ且文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ニ入學シタル者

第六條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書（第三號書式）ヲ交付ス

試験ヲ受ケタル者ニシテ之ニ合格セサルモ受験學科目中合格點ヲ得タルモノアルトキハ其ノ證明書（第四號書式）ヲ交付ス

關係法令（高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件）

關係法令 (專門學校入學者檢定規程ニヨリ指定ノ件
專門學校入學者檢定規程ニ關シ外國ノ學校ヲ卒業シタル者指定ノ件)

一七八

前項ノ證明書ヲ有スル者ニシテ試験ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試験ヲ免除ス
專門學校入學者檢定規程第七條第二項又ハ第八條ニ依リ試験ヲ免除セラルル者ニ付亦同シ
(以下略)

五、專門學校入學者檢定規程ニヨリ指定ノ件 (大正十三年十月十一日
文部省告示第三百七十五號)

專門學校入學者檢定規程ニ關シ外國ノ學校ヲ卒業シタル者指定ノ件

(昭和四年五月二十八日
文部省告示第二百六十六號)

專門學校入學者檢定規程ニ依リ左記ノ者ヲ專門學校ノ入學者ニ關シ中學校若クハ修業年限四箇年ノ高等
女學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定ス

一、小學校本科正教員免許狀所有者

但シ男子ニアリテハ英語ニ付小學校本科正教員ノ檢定ニ合格シタル者又ハ英語ニ付小學校專科

正教員免許狀ヲ有スル者ニ限ル

一、外國ノ學校ヲ卒業シタル者ニシテ文部大臣ノ認定シタル者

六、文部省直轄學校外國人特別入學規程 (抜抄) (明治三十四年十二月十二日
文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若クハ數科ノ
教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ
許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添へ帝國大學總長若クハ學校長ニ願
出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若クハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者
ニ限り之ヲ許可スヘシ

但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此限りニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上
之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

關係法令 (文部省直轄學校外國人特別入學規程)

一七九

關係法令 (臺灣人若クハ朝鮮人ニ文部省直轄學校外國人) 特別入學規程準用ノ件

一八〇

七、臺灣人若クハ朝鮮人ニ文部省直轄學校外國人 特別入學規程準用ノ件

(明治四十四年四月四日 文部省令第十六號)

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若クハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス 但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

第十三、附 錄

一、彥根高等商業學校報國團

綱 領

- 一、國體ノ本義ニ透徹シ文ヲ修メ武ヲ練リ盡忠奉公ノ信念ヲ涵養スヘシ
- 一、禮儀ヲ正シクシ氣節ヲ尙ヒ廉恥ヲ重ンジ質實剛健ノ氣風ヲ振勵スヘシ
- 一、強健ナル身體旺盛ナル氣力鞏固ナル意志ヲ鍊成シ肇國ノ理想顯現ニ邁進スヘシ

規 則

第一章 名稱及目的

- 第一條 本團ハ彥根高等商業學校報國團ト稱ス
- 第二條 本團ハ報國ノ精神ニ基キ教學ノ本旨ニ則リ學校一致心身ヲ修練シ以テ校風ヲ發揚スルヲ目的トス

附 錄 (彥根高等商業學校報國團)

一八一

第二章 組織

第三條 本團ハ本校職員、生徒ヲ以テ組織ス
第四條 本團ニ左ノ五部ヲ置ク

一、總務部

校風作興風尙刷新ノ推進力トナリ本團ノ活動ヲ企畫指導ス

二、鍛鍊部

身體ノ鍛鍊鞏固ナル意志ノ鍊成ヲ期ス

三、國防部

國防的訓練ヲナシ高度國防國家ノ建設ヲ期ス

四、文化部

文化的教養ヲ高メ皇國文化ノ發揚ヲ期ス

五、生活部

生活ノ充實向上ヲ期ス

第五條 總務部ハ企畫指導經理ニ當リ且他ノ部ニ屬セザル事務ヲ掌ル

鍛鍊部ニ修練、剛健旅行、劍導、柔道、弓道、相撲、野球、庭球、籠球、蹴球、卓球、陸上競技、
漕艇、水泳、雪艇ノ班ヲ置ク
國防部ニ射擊、航空、馬術、銃劍道、國防競技ノ班ヲ置ク
文化部ニ學術、講演、語學、藝能、宗教、音樂ノ班ヲ置ク
生活部ニ保健、配給、輔導ノ班ヲ置ク

第三章 役員

第六條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 團長 一名
- 副團長 一名
- 部長 各部 一名
- 理事 若干名
- 班長 各班 一名
- 書記 若干名
- 幹事 若干名

第七條 團長ハ學校長之ニ當ル

副團長以下ノ役員ハ團長之ヲ任免ス

副團長、部長、理事、班長、書記ハ職員ヲ以テ之ニ充テ幹事ハ生徒ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

團長ハ本團ヲ總理ス

副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長事故アルトキハ事務ヲ代理ス

部長ハ團長ノ指揮ヲ受ケ其ノ部ヲ統括シ部務ヲ掌理ス

理事ハ部ニ所屬シ部長ヲ輔佐シ部務ニ參畫ス

班長ハ部長ヲ輔佐シ班務ヲ掌ル

書記ハ部ニ屬シ事務ニ從事ス

幹事ハ總務部又ハ班ニ屬シ部長又ハ班長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

部長ニ差支アルトキハ副團長代理シ班長ニ差支アルトキハ其ノ部ノ部長代理ス

第四章 會 議

第九條 教官タル役員ヲ以テ役員會ヲ組織ス

但シ必要アルトキハ他ノ職員タル役員ヲ列席セシムルコトヲ得

副團長、總務部長、總務部理事ヲ以テ總務部理事會ヲ組織ス

役員會ハ規則ノ改廢其ノ他重要事項ニ付キ團長ノ諮問ニ應ス

總務部理事會ハ團長ノ諮問ニ應ジ豫算決算及企畫實踐上團長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議ス

第五章 會 計

第十條 本團ノ經費ハ團費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第十一條 團員ノ團費ハ左ノ如シ

一、生徒團員ハ入團ノ際入團金トシテ本科生ハ金十圓、別科生ハ金三圓ヲ納付スヘシ

一、生徒團員ハ團費トシテ毎年金十五圓ヲ二期ニ分チ第一期十圓、第二期五圓ヲ授業料ト同時ニ納入スヘシ

一、職員團員中教官タル團員ハ毎月月俸百五十分ノ一、其ノ他ノ團員ハ二百分ノ一ニ相當スル金額ノ團費ヲ負擔スルモノトス

第十二條 本團ニハ報國團基金ヲ置ク

第十三條 基金ハ入團金、寄附金其ノ他本團ノ諸收入中ヨリ積立テ本團ノ事業ノ資金トナスモノトス